

第2次西尾市環境基本計画 (案)

**海・川・山 豊かな自然と暮らしが
つながり とけあう
潤いに満ちたまちを未来へ**

**平成 28 年 12 月
西 尾 市**

【目次】

第 1 章 計画の基本的な考え方	1
第 1 節 計画改定の背景	2
第 2 節 第 1 次計画の評価	5
第 3 節 第 2 次計画の基本的な考え方	9
第 2 章 めざす環境の姿	11
第 1 節 西尾市の環境の現状と課題	12
第 2 節 第 2 次計画策定にあたっての視点	18
第 3 節 西尾市のめざす環境像	19
第 4 節 環境目標と環境指標	20
第 5 節 計画の体系	22
第 3 章 具体的な取組	23
第 1 節 豊かな自然のつながりを感じられるまち（西尾市生物多様性地域戦略）	24
第 2 節 資源を有効に活用するまち	32
第 3 節 社会の低炭素化に貢献するまち	38
第 4 節 地域に誇りと愛着を感じられるまち	43
第 5 節 みんなで環境を良くするまち	49
第 4 章 地球温暖化対策の推進 （西尾市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】）	55
第 1 節 計画の概要	56
第 2 節 温室効果ガス排出量の現状	58
第 3 節 温室効果ガス排出量の削減目標	60
第 4 節 地球温暖化に関する緩和・適応計画	68
第 5 章 重点プロジェクト	77
第 1 節 重点プロジェクトの設定にあたって	78
第 2 節 環境目標別重点プロジェクト	80
第 6 章 計画の推進	85
第 1 節 計画の推進体制	86
第 2 節 計画の進行管理	88
資料編	91

第1章 計画の基本的な考え方

- 第1節 計画改定の背景
- 第2節 第1次計画の評価
- 第3節 第2次計画の基本的な考え方

第1節 計画改定の背景

1-1 環境を取り巻く社会情勢の変化

目指すべき持続可能な社会の姿

国の「第四次環境基本計画」が平成24年4月に閣議決定され、環境行政の究極目標である持続可能な社会について、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけられました。

また、持続可能な社会を実現する上で、地域をはじめ、様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進の重要性が示されました。

■ 目指すべき持続可能な社会の姿



資料：第四次環境基本計画（平成24年4月、環境省）

東日本大震災とエネルギー政策の転換

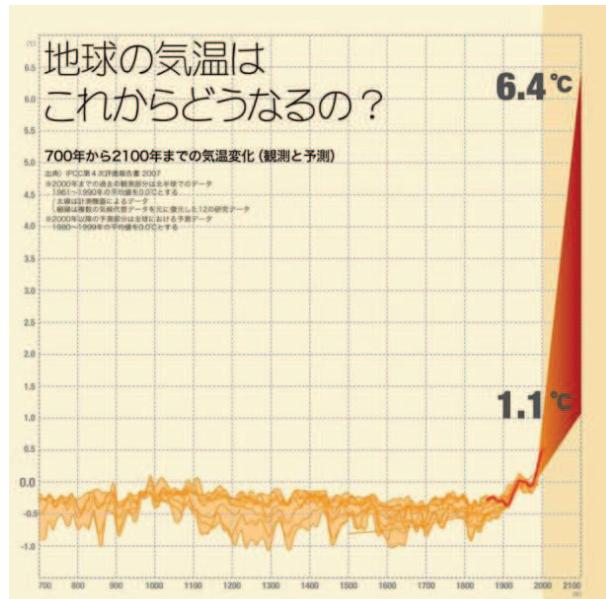
平成23年3月の東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、日本の電力とエネルギー政策のあり方に根本的な見直しを迫り、中長期的な方向を転換する必要があることを示しました。これにより、中長期的に原発依存度を可能な限り減らすという方向性が示されました。併せて、再生可能エネルギーへの転換が急務となりました。

地球温暖化に対する「緩和」と「適応」

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書において、気候システムの温暖化については疑う余地がなく、温室効果ガスの継続的な排出は、人々や生態系にとって深刻で広範囲に亘る影響を生じる可能性が高まることが指摘されています。

気候変動の影響に対処するためには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることも求められています。

■ 700年～2100年までの気温変動（観測と予測）



資料：全国地球温暖化防止活動推進センター

COP10やESD世界会議の開催

「自然の叡智」をテーマに平成17年に開催された愛知万博を皮切りに、平成22年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）、平成26年の持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議など、愛知県では環境に関する国際的な動向が集中しています。

1-2 西尾市の動向

西尾市環境基本計画の策定

平成23年4月の西尾市・旧幡豆郡3町の合併に伴い、平成24年3月に『海・川・山 自然と人がとけあい 豊かな未来につなぐまち』をめざす環境像とした「西尾市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。

めざす環境像の実現に向けて、「豊かな自然を伝えるまち」「暮らしやすく美しいまち」「資源を大切にするまち」「みんなで環境を良くするまち」という4つの環境目標を掲げ、計画の主体である西尾市、事業者及び市民が協力して、様々な取組を進めています。

個別計画の策定・改定による環境施策の充実

第1次計画の策定後、平成25年3月に「西尾市温室効果ガス抑制実行プラン」、平成26年3月に「西尾市緑の基本計画」、平成28年5月に「西尾市節電・エネルギー対策実行計画」など、環境に関する個別計画が策定・改定され、環境施策は量・質ともに充実してきました。

市民活動団体による環境保全

平成18年11月に発足したにしお環境市民塾をはじめ、市内では多くの環境に関する市民活動団体が活動を行っています。

また、西尾市市民環境活動連絡会が発足し、市内で環境に関する活動を行う個人・団体のネットワークづくりを行っています。

広域連携による環境対策

西三河南部地域（西尾市、碧南市、高浜市）において、生態系ネットワークの形成を推進するとともに、本地域で活動する団体の取組を有機的につなげ、新しい公共の仕組みを構築することにより、将来にわたって生物多様性の確保に寄与することを目的として、西三河南部生態系ネットワーク協議会が発足しています。

その他にも、岡崎西尾地域広域化ブロック会議において、次期ごみ処理施設の更新について広域的な視点での検討が進められており、広域連携による環境対策に取り組んでいます。

■西尾市環境基本計画と関連する個別計画



■にしお環境市民塾の活動風景



1-3 計画改定の目的

西尾市は、豊かな緑や水に恵まれた自然環境と、先人から受け継いだ歴史や伝統文化、活力ある産業が調和したまちとして発展を続けてきました。平成15年4月には、こうした西尾市ならではの豊かな環境を保全及び創造していくことにより、持続的発展が可能な社会を実現することを目指して、「西尾市環境基本条例」を施行しました。さらに、この条例に基づき、市、事業者及び市民が力を合わせて行動し、豊かな環境を将来の世代に引き継ぎ、全ての人と環境にやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針として、平成18年3月に「西尾市環境基本計画」を策定しました。

その後、平成23年4月には、西尾市・旧幡豆郡3町の合併によって新・西尾市として新たに出発し、三河湾沿岸域や三ヶ根山をはじめとする多様な自然環境を有することとなり、市としてこれまで以上に幅広い環境問題に対応していく必要が生じたことから、平成24年3月に現行の第1次計画へと改定しました。第1次計画では、西尾市のめざす環境像を『海・川・山 自然と人とがとけあい 豊かな未来につなぐまち』とし、①豊かな自然を伝えるまち、②暮らしやすく美しいまち、③資源を大切にするまち、④みんなで環境を良くするまちの4つの環境目標（分野ごとの目標）を掲げ、取組を推進してきました。その結果、西尾いきものふれあいの里の利用者数や各種のクリーン作戦への参加者数の増加など、市民の環境に対する意識や行動は少しづつ高まっています。

その一方で、地球温暖化の進行、資源の枯渇、生物多様性の減少など、人類の生存基盤に関する環境問題は悪化の一途をたどっています。本市においても、ごみの分別の徹底や市内での統一といった身近な問題から、公園・緑地の整備や管理、河川の水質、海岸の漂着ごみといった地域全体の課題まで、引き続き取り組むべき課題も多く残されています。

こうした中、第1次計画は計画期間を平成24年度から平成28年度までの5年間としており、目標年次を迎えました。国や愛知県における環境の保全及び創造の方針等を踏まえつつ、第1次計画に基づく取組や成果の評価と検証を行い、今後10年間を見通した新たな「西尾市環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定することを目的とします。

第2節 第1次計画の評価

2-1 環境指標の評価

第1次計画の環境指標の達成状況を以下に示します。

「評価」については、現状値が目標値を達成しているものは○、概ね達成できそうなものは○、目標値の達成が困難なものは▲としています。

35の環境指標のうち、18の環境指標が目標値を達成（達成見込）しています。いきものふれあいの里利用者数やクリーン作戦参加者数など、市民の行動に関する環境指標で目標値を大きく上回っており、市民の環境に対する意識・行動に良い変化がみられています。その一方で、ばかり配布数や環境家計簿参加世帯数など、取組に対する周知・PRに課題がみられます。

また、行政の取組、市民の取組、まちの環境の変化など、指標によって評価対象が異なるため、施策の比較評価が難しいという一面もあります。

① 豊かな自然環境の保全と創出

No.	環境指標	当初値(H22)	現状値(H27)	目標値(H28)	評価
1	いきものふれあいの里利用者数	12,700人/年	16,173人/年	14,500人/年	○
まちなかの身近な緑の減少や国道23号の近くという立地条件から、利用者数は年々増加していますが、利用者の約6割が西尾市外からの利用者となっています。					
2	河川などのBOD平均値 (北浜川、堀割川、一色排水路)	5.1mg/l	3.4mg/l	3.0mg/l	▲
公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置により、河川に流出する汚濁物質量は減少していると考えられます。過去のデータの推移から比較的良好な状態と言えますが、目標値には達していません。					
3	河川など水質浄化活動団体数	38団体	43団体	42団体	○
河川愛護団体や矢作川クリーン作戦の参加団体の活動が定着してきています。					

② 環境保全型農業の推進

No.	環境指標	当初値(H22)	現状値(H27)	目標値(H28)	評価
4	市民農園区画数	65区画	65区画	65区画	○
市民農園開設時から維持管理を行っており、区画数を維持しています。					
5	畜産ふん尿の完熟堆肥化率	83%	84%	85%	▲
農家の離農や高齢化により、停滞していると考えられます。					
6	ほ場整備事業など実施面積	4,740ha	4,762ha	4,828ha	▲
県営事業で地元調整に期間を要するなど、進捗状況に遅れが生じています。					

③ 環境に配慮した都市基盤の整備

No.	環境指標	当初値(H22)	現状値(H27)	目標値(H28)	評価
7	市道の改良延長	1,144km	1,212km	1,184km	○
区画整理事業や民間開発など、都市基盤整備が進捗しています。					
8	汚水処理人口普及率	76%	89%	90%	○
下水道・農業集落排水への接続、合併処理浄化槽への転換などが進んでいます。					

No.	環境指標	当初値(H22)	現状値(H27)	目標値(H28)	評価
9	下水道整備面積 国庫補助金額内示を受け、執行可能予算額内での整備としたため目標値には達していません。	2,149ha	2,827ha	2,960ha	▲
10	矢作川浄化センターの処理能力 県事業の全体計画変更により、目標年次が平成28年度から平成37年度まで延長となりました。	243,800m ³ /日最大	263,800m ³ /日最大	383,800m ³ /日最大	▲
11	農業集落排水処理施設の建設 平成25年度をもって建設工事を完了しました。	19地区	20地区	20地区	◎

④ うるおいのある美しいまちづくりの推進

No.	環境指標	当初値(H22)	現状値(H27)	目標値(H28)	評価
12	公園・緑地整備か所数 土地区画整理事業を中心に公園が増加していますが、新規の公園整備は難しくなっています。	41か所	60か所	58か所	◎
13	1人当たりの公園・緑地面積 公園面積は増加していますが、現在の人口で目標値に達するためには2ha以上の公園面積の増加が必要であり、目標値の達成は困難な状況となっています。	4.2m ²	4.6m ²	5.0m ²	▲
14	市民参画による公園管理か所数 地元で組織する団体などの協力により、市民参画が進みました。	7か所	12か所	12か所	◎
15	街路樹の植栽延長（市道） 新規道路における街路樹の植栽に努めています。	27km	31km	29km	◎
16	クリーン作戦参加人数 「広報にしお」への掲載やパンフレットの配布等により、活動に対する認知度は上がっており、クリーン作戦参加人数も増加しています。	5,100人/年	6,800人/年	5,600人/年	◎

⑤ 公害発生の防止

No.	環境指標	当初値(H22)	現状値(H27)	目標値(H28)	評価
17	大気汚染に係る環境基準適合率 地球温暖化等の影響により、光化学オキシダントが環境基準不適合となっています。	80%	80%	100%	▲

⑥ 4Rの推進

No.	環境指標	当初値(H22)	現状値(H27)	目標値(H28)	評価
18	1人1日当たりのごみ排出量 生ごみの減量やリサイクルの促進について周知徹底が充分にできていません。	1,032g	1,068g	1,002g	▲
19	発生汚泥の肥料化 実施できる地区が限られており、肥料の無料配布の需要も少ない状況となっています。	16%	5.1%	52%	▲
20	資源物リサイクル率 資源物の適正な排出について周知徹底が充分にできていません。	17%	13.5%	26%	▲
21	常設資源ステーションの利用者数と 収集量 年末年始以外は毎日出せる常設資源ステーションの利便性を周知したことで、利用者が増加しています。	30,000人/年 267t/年	94,394人/年 729t/年	40,000人/年 350t/年	◎
22	ぼかし配布数 市民に対して生ごみの減量に関心を持ってもらうようぼかしの配布を行っていますが、使用方法等を充分に周知徹底できていません。	22,500個/年	25,597個/年	30,000個/年	▲

No.	環境指標	当初値(H22)	現状値(H27)	目標値(H28)	評価
23	生ごみ処理器（コンポスト）補助件数	92 基/年	62 基/年	120 基/年	▲
	生ごみ減量の必要性と補助事業自体を充分に周知徹底できていません。				
24	生ごみ処理機補助件数	59 基/年	46 基/年	80 基/年	▲
	生ごみ減量の必要性と補助事業自体を充分に周知徹底できていません。				
25	「ごみ散乱防止市民行動週間」活動 参加者数	320 人/年	3,258 人/年	500 人/年	○
	衛生委員会議等で、町内会でごみ散乱防止市民行動週間中の清掃活動促進を広く依頼したことで、市民の意識が向上しました。				

⑦ 水資源の有効利用

No.	環境指標	当初値(H22)	現状値(H27)	目標値(H28)	評価
26	雨水タンク・浄化槽転用補助数	147 か所	403 か所	411 か所	○
	市 HP や「広報にしお」及び工事説明会での紹介により事業が認知されています。				
27	1人1日当たりの水道使用量	304 ℥	293 ℥	295 ℥	○
	東日本大震災等の影響により、使用者の節水意識が高まったと考えられます。				

⑧ 地球環境保全の推進

No.	環境指標	当初値(H22)	現状値(H27)	目標値(H28)	評価
28	太陽光発電の普及	1,600 件	5,643 件	3,500 件	○
	国の固定価格買取制度（FIT）及び余剰地の有効活用の観点から、太陽光発電設備の導入が伸びたと考えられます。				
29	市所有の低公害車の割合	57%	82%	63%	○
	公用車の買い替え時に、ハイブリッド車及び低燃費車を導入しました。				
30	レンタサイクル利用者数	1,000 人/年	1,410 人/年	1,500 人/年	○
	名古屋鉄道のキャンペーンにより、電車による誘客が増加しています。				
31	市の事業に係るエネルギー使用の削減率	年 1%以上	0.7%増加	年 1%以上	○
	全庁的な節電対策による成果により、毎年少しずつではありますが、エネルギー使用量を削減できています。				
32	環境家計簿参加世帯数	0 世帯	0 世帯	180 世帯	▲
	市民の環境意識は高まっているものの、PR 方法や参加するメリット、手間などの問題から参加世帯は増加していません。今後は家庭用エネルギー管理システム（HEMS）の導入促進にシフトするなどの見直しを図ります。				

⑨ 環境教育・学習の推進

No.	環境指標	当初値(H22)	現状値(H27)	目標値(H28)	評価
33	市民環境大学講座などの開催回数	6 回/年	6 回/年	10 回/年	▲

環境講座の参加方法や対象年齢の見直しが必要です。

⑩ 協働による環境保全活動の推進

No.	環境指標	当初値(H22)	現状値(H27)	目標値(H28)	評価
34	アダプトプログラム登録団体数	15 団体	22 団体	25 団体	▲

アダプトプログラムに登録せず自主的に活動している団体もあり、登録のメリットなど、制度自体が充分に周知されていません。

⑪ 連携と情報共有の推進

No.	環境指標	当初値(H22)	現状値(H27)	目標値(H28)	評価
35	環境活動団体などの登録件数 各団体・個人の活動内容等の情報共有にとどまっており、連絡会の活動の活性化が充分に図られていません。	12件	15件	24件	▲

2-2 市民・事業者の評価

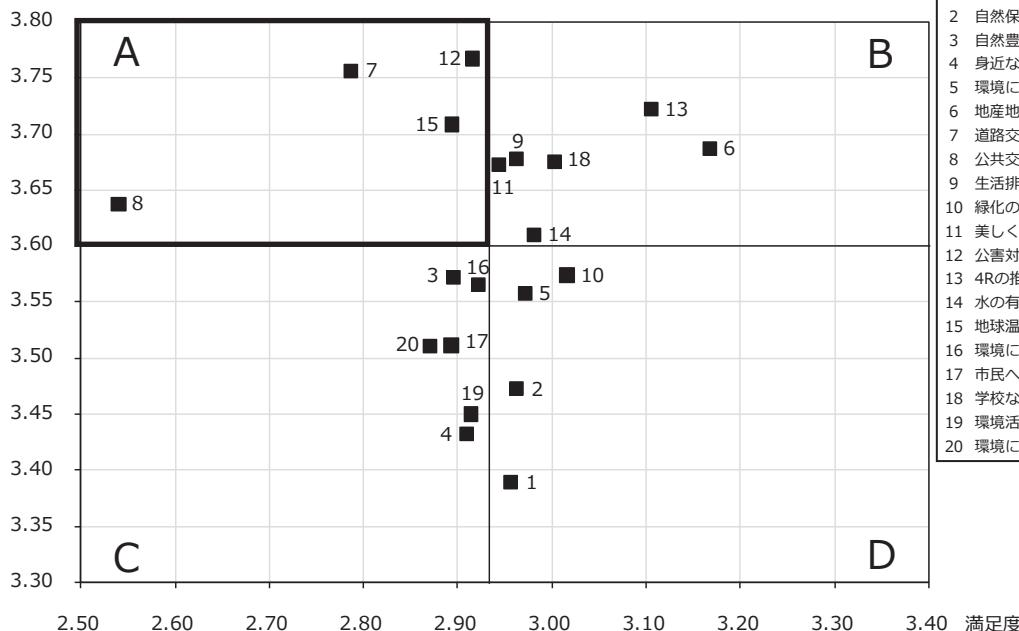
第2次計画の策定にあたって実施した市民等意識調査において、第1次計画に基づく環境施策の満足度及び重要度について調査しました。

満足度が低く重要度が高い(Aゾーン)環境施策としては、「7 道路交通渋滞対策の推進」「8 公共交通の利用促進」「12 公害対策の推進」「15 地球温暖化対策の推進」が挙げされました。特に、「7 道路交通渋滞対策の推進」と「12 公害対策の推進」は重要度が高く、こうした市民が関心の高い生活環境の改善に関する環境施策に重点的に取り組んでいく必要があります。

市民等意識調査のその他の結果については、資料編をご覧ください。

■環境施策の満足度と重要度

重要度



- 1 市民による里山保全の推進
- 2 自然保護の推進と生物多様性の保全
- 3 自然豊かな水辺の創出
- 4 身近な自然との触れ合いの場の創出
- 5 環境に配慮した農業の推進
- 6 地産地消の推進
- 7 道路交通渋滞対策の推進
- 8 公共交通の利用促進
- 9 生活排水・事業系排水対策の推進
- 10 緑化の推進
- 11 美しく清潔なまちなみの創出
- 12 公害対策の推進
- 13 4Rの推進
- 14 水の有効利用の推進
- 15 地球温暖化対策の推進
- 16 環境にやさしいライフスタイルの推進
- 17 市民への環境教育・学習の推進
- 18 学校などにおける環境教育・学習の推進
- 19 環境活動団体の育成・支援
- 20 環境に関わる情報共有の推進

※満足度及び重要度は、以下の配点で加重平均して算出しました。

【満足度】満足：5点、やや満足：4点、普通：3点、やや不満：2点、不満：1点

【重要度】高い：5点、やや高い：4点、普通：3点、やや低い：2点、低い：1点

また、平均値（満足度平均値：2.93、重要度平均値：3.60）を境にして4つのゾーンに分類しました。

第3節 第2次計画の基本的な考え方

3-1 計画の目的と役割

第2次計画は、「西尾市環境基本条例」に定めた環境の保全及び創造に関する基本理念の実現を目的とします。

西尾市環境基本条例 第3条（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざして、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じ、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域における日常生活及び事業活動が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、市、事業者及び市民自らの課題とし、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

第2次計画は、環境の保全と創造に関する総合的・計画的な施策の方向性を示すものであり、次の役割を担います。

- 環境まちづくりのめざす環境像と環境目標を示します。
- めざす環境像を実現するための具体的取組を明らかにします。
- 具体的取組を、各主体がどのように進めていくのか、行動の指針を示します。
- 施策の実効性を確保するための体制と進行管理の方法を示します。

3-2 計画の位置づけ

第2次計画は、国の「第四次環境基本計画」や愛知県の「第4次愛知県環境基本計画」を踏まえつつ、「西尾市環境基本条例」に基づいて策定する環境に関する総合指針です。

また、西尾市の最上位計画である「西尾市総合計画」を環境面で補完し、「西尾市緑の基本計画」等の関連計画と整合を取った、西尾市の環境のマスター・プランであり、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」等を含めて策定する総合的な基本計画です。

西尾市が抱える多様な環境問題に対処していくためには、市、事業者及び市民が対等な立場で、相互に連携しながら様々な取組を進めていくことが重要です。第2次計画は、より良い環境創造をめざした、市、事業者及び市民の協働による環境まちづくりのための計画として位置づけられます。

3-3 計画の期間

第2次計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

なお、中間年である平成33年度（計画策定から5年後）を目安に、環境の現状や目標の達成状況等を把握・評価し、必要に応じて見直しを図るものとします。

3-4 計画の対象とする範囲

第2次計画の対象地域は、西尾市全域とします。

なお、環境問題は広域的に影響し合っていることから、西尾市だけでは解決できない問題については、近隣自治体や関係機関等と調整を図っていきます。

また、対象とする環境の範囲については、国の「第四次環境基本計画」に示されている『持続可能な社会』を構成する、自然共生、資源循環、低炭素、安全安心・快適と、こうした持続可能な社会を構成する連携協働・人づくりの5分野を対象とします。

分野	項目
自然共生	自然環境、生物多様性 など
資源循環	ごみ、リサイクル、生活排水 など
低炭素	地球温暖化、エネルギー など
安全安心・快適	大気、水、土壤・地盤、騒音・振動・悪臭、公園・緑地、交通、景観 など
連携協働・人づくり	環境教育・学習、環境保全活動、各主体の連携・協働 など

第2章 めざす環境の姿

- 第1節 西尾市の環境の現状と課題
- 第2節 第2次計画策定にあたっての視点
- 第3節 西尾市のめざす環境像
- 第4節 環境目標と環境指標
- 第5節 計画の体系

第1節 西尾市の環境の現状と課題

1-1 西尾市の概況

海・川・山の豊かな自然に抱かれたまち

平成23年4月、西尾市・旧幡豆郡3町の合併により新たなスタートを切った西尾市は、矢作川・矢作古川に沿って形成された低地が広がり、東部は三ヶ根山を頂点とする山地、南部は三河湾に面しており、海・川・山といった豊かな自然に抱かれたまちとなっています。

三河湾中央部の佐久島には自然の松並木が多く残り、また、スイセンやハマダイコンなど、多様な植生が見られます。

地域性を活かした産業構造

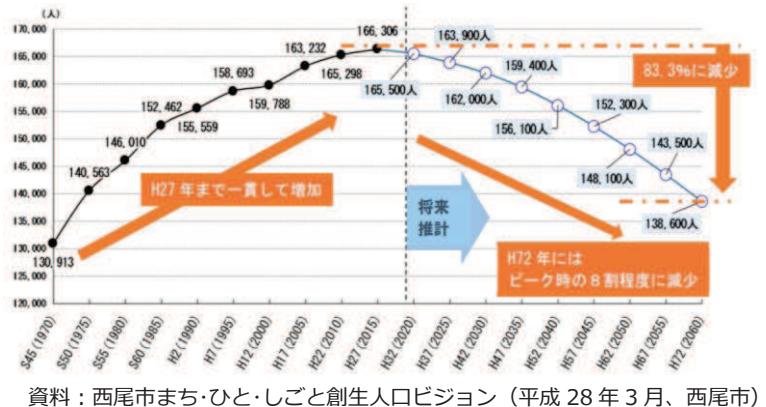
西尾市は、西三河南部地域の中核的な都市として、自動車関連産業の発展とともに成長を続けてきました。また、全国トップクラスの生産量を誇る抹茶に代表されるお茶、県下トップクラスの栽培面積を誇る米・麦・大豆、バラやカーネーションなどの花き園芸、イチゴやキュウリ、トマトなどの施設野菜といった農業、うなぎの養殖、アサリや海苔などの水産業など、地域性を活かした産業が盛んです。

少子高齢化の進展

住民基本台帳に基づく人口・世帯数は、平成28年4月1日現在、170,869人、61,488世帯となっており、市制施行後、市の発展に併せて一貫して増加を続けています。

しかし、今後は人口減少に転じ、年少人口及び生産年齢人口が減少する中、老年人口は微増を続け、少子高齢化が進むと見込まれます。

■総人口の推移のイメージ（H22国勢調査ベース）

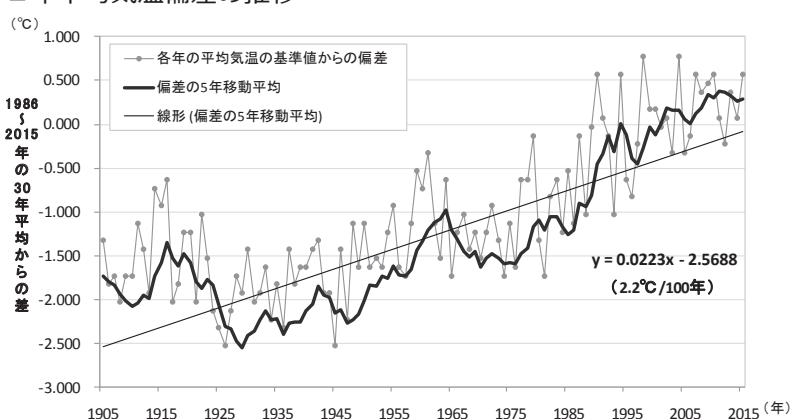


年平均気温の上昇等の温暖化による影響

愛知県内で最も古くから気象観測を行っている名古屋市における年平均気温の上昇率は、100年あたり約2.2°Cとなっており、世界平均（+0.85°C）及び国平均（+1.15°C）を上回っています。

同様に、冬日は減少傾向、猛暑日や熱帯夜は増加傾向にあり、地球温暖化の影響による気候変動がみられています。

■年平均気温偏差の推移



1-2 自然共生

緑被率 70%の自然豊かな都市

西尾市は、市域の約 70%が緑で覆われている自然豊かな都市です。

植生状況をみると、水田や畠などの農地の緑が最も多く、西尾市の特徴である茶畠をはじめ、東部には樹林地、南部には養鰻場の水面も広がっているなど、特徴ある緑の配置となっています。

暮らしに身近な緑の創出

西尾市では、西尾商工会議所やにしお環境市民塾と連携し、「みどりのかーテンコンテスト」を実施しています。住宅部門、事業所部門、学校部門で募集を行っており、毎年多くの応募があり、楽しみながら暮らしに身近な緑の創出を図っています。また、事業者による植樹などの緑化活動も進められています。

生物多様性の中核・拠点・回廊・緩衝地区

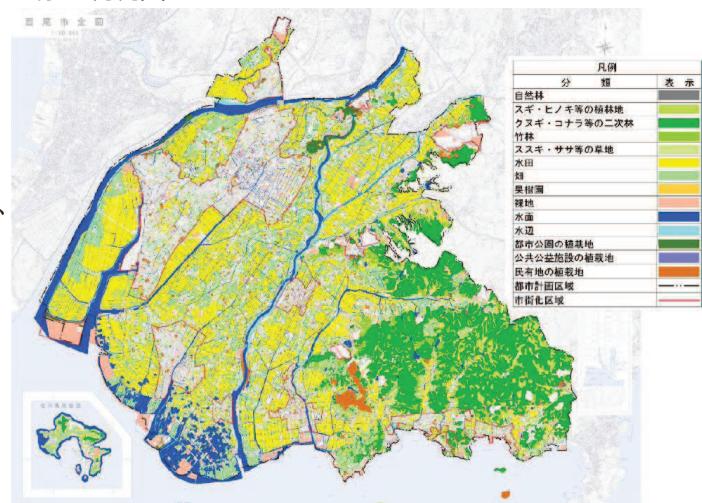
生物多様性の保全と持続可能な利用にあたっては、生態系ネットワークの構成要素である中核・拠点・回廊・緩衝の役割を担う緑地を適正に配置することが重要です。

西尾市では、三ヶ根山を含む三河湾国定公園周辺はオオタカやサシバ、シジュウカラ、オオムラサキなどの生息適地に、一色地区などに広がる内水面地帯はカモ類、サギ類の生息適地に、矢作古川河口付近の一色干潟と呼ばれる場所はシギ・チドリ類の集結地（繁殖・中継地）となっており、地域の生物多様性の保全と持続可能な利用において重要な地域となっています。

三河湾沿岸部の環境変化

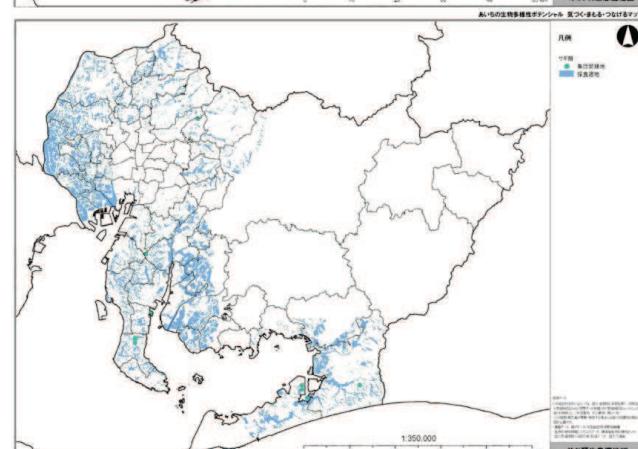
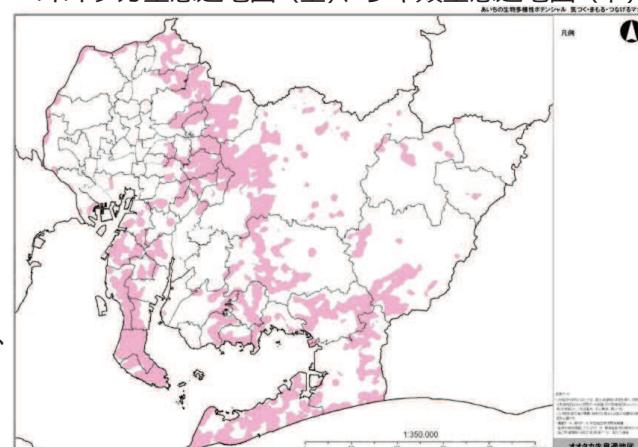
愛知県の生物多様性指標種ではないものの、チュウヒについても三河湾沿岸部が生息地となっています。しかし、近年のヨシ原の減少などの三河湾沿岸部の環境の変化に伴い、絶滅の危機が高まっています。

■緑の現況図



資料：西尾市緑の基本計画（平成 26 年 3 月、西尾市）

■オオタカ生息適地図（上）、サギ類生息適地図（下）



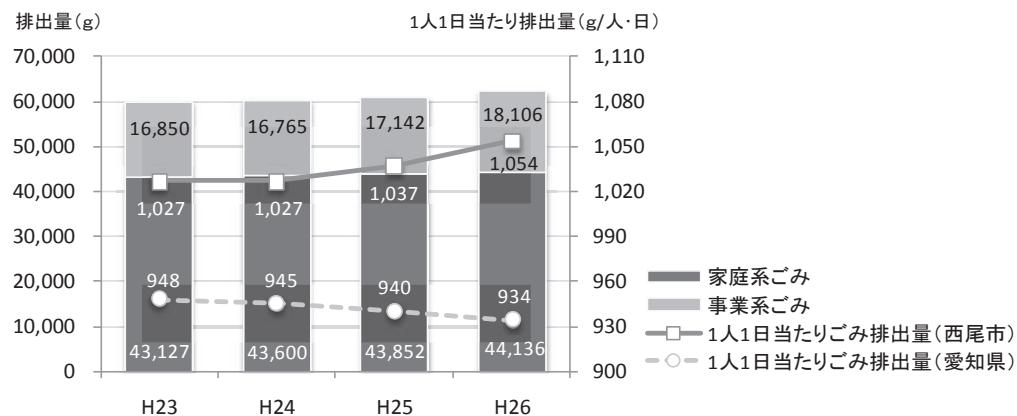
資料：あいちの生物多様性ポテンシャルマップ（愛知県）

1-3 資源循環

ごみ排出量の増加

家庭系ごみ、事業系ごみとともに排出量が増加しています。平成26年度の市民1人1日あたりのごみ排出量は1,054gであり、平成23年度の1,027gから27g増加しています。また、愛知県平均(934g)を大きく上回っています。

■家庭系・事業系ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移



資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果（愛知県）

4Rの推進

西尾市では、リデュース・リユース・リサイクルの3Rに加えて、マイバッグを活用してレジ袋を断る、不要な物は断るなどのリフューズを加えた4Rとして資源の有効活用に関する取組を推進しています。

地区により異なるごみの分け方・出し方

西尾市では、地域特性等を踏まえ、旧西尾市と旧幡豆郡3町でごみの分け方・出し方が一部異なります。家庭ごみについては、西尾地区と一色・吉良・幡豆地区別に「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」を作成し、周知を図っています。また、一色・吉良・幡豆地区では、ごみステーションにおいてびん・缶、小型家電製品、埋め立てごみなどを同時に分別回収していますが、西尾地区では燃えないごみを指定袋で回収しています。

■家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック・分別早見表（西尾地区）

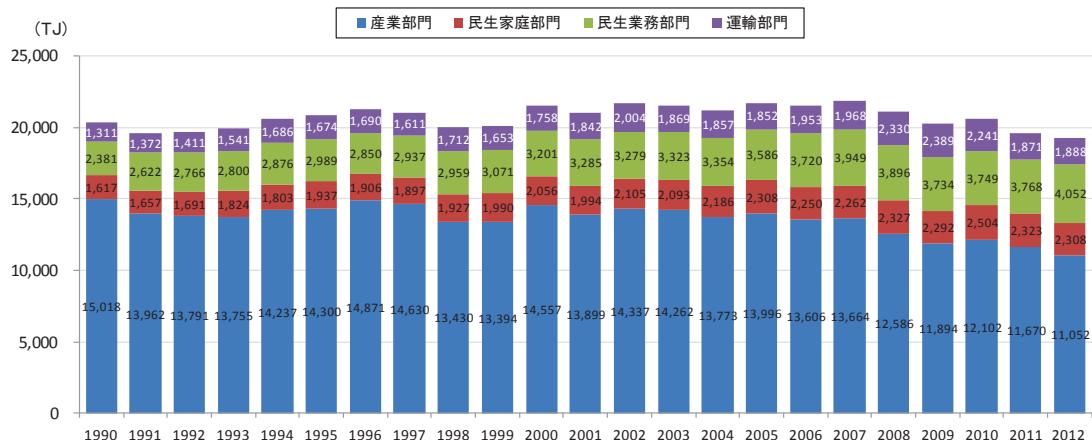


1-4 低炭素

民生・運輸部門でのエネルギー消費量の増加

2012年度（平成24年度）の部門別のエネルギー消費量は、1990年度（平成2年度）と比較して産業部門では減少しているものの、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門では増加しており、民生部門や運輸部門におけるエネルギー使用量削減が必要です。

■西尾市の部門別エネルギー消費量の推移（推計）



資料：都道府県別エネルギー消費統計（愛知県）及び市町村別エネルギー消費統計作成のためのガイドラインに基づき作成

太陽光発電・熱利用の高いポテンシャル

再生可能エネルギーの賦存量・可採量の推計結果から、太陽光発電、太陽熱利用、温度差熱利用に比較的高いポテンシャルがあることが分かりました。日照時間が長い地域特性から、特に太陽光発電や太陽熱利用の期待が高まる地域と言えます。

官民連携による太陽光発電の導入

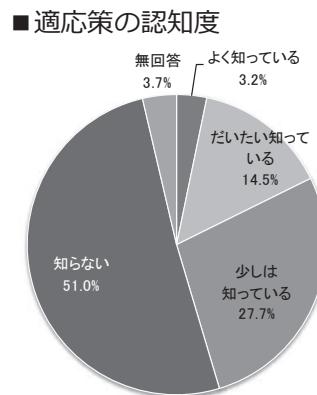
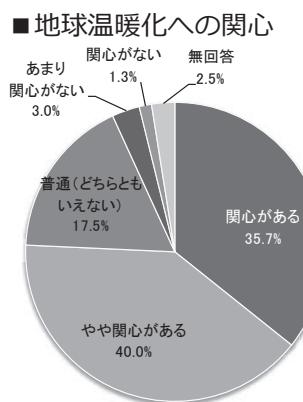
西尾市では、地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電設備に対する補助を行っています。

その他、市有施設の屋根を太陽光発電設備の設置場所として貸し出す「市有施設屋根貸し太陽光発電事業」を行っています。また、市民出資による太陽光発電を行うため、民間会社が設立され、市有地において太陽光発電設備の設置を行っています。

地球温暖化への高い関心と適応への低い認知度

市民等意識調査の結果から、地球温暖化に関する人の割合は約76%であり、環境問題全般に関心がある人よりも高い割合でした。地球温暖化対策として、家庭や地域における省エネルギー行動の推進、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入といった緩和策の推進が重要であるという意見が多くありました。

その一方で、緩和策と同様に重要とされている適応策については、知らないと回答した人の割合が5割を超えており、認知度が低いことが分かりました。



※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

1-5 安全安心・快適

河川・海域への排水の水質改善

愛知県が実施している河川の水質調査において、市内の主要河川では水質の環境基準を達成しています。西尾市では、その他の河川等でも独自に水質調査を実施しており、多くの河川等で良好な水環境を維持しています。その一方で、第1次計画の環境指標となっている北浜川、堀割川、一色排水路のBOD値は目標値に達しておらず、引き続き、河川等への排水の水質改善が求められています。

また、三河湾の水質のCOD値はいずれの地点も環境基準不適合であり、閉鎖性水域であることや生活排水等による水質汚濁が影響していると推測されます。

都市公園・公共施設緑地の活用

都市公園の整備を推進してきましたが、市民1人当たり公園・緑地面積は目標値に達していません。

また、都市公園の少ない地域では、公共施設緑地が公園の役割も担っており、西尾いきものふれあいの里は環境学習の面で、愛知こどもの国はレクリエーションの面で大きな役割を果たしています。

高い自動車依存度

西尾市の世帯当たり自動車保有台数は1.82台/世帯であり、愛知県平均(1.33台/世帯)、国平均(1.08台/世帯)を大きく上回る、自動車依存度の高い地域であると言えます。

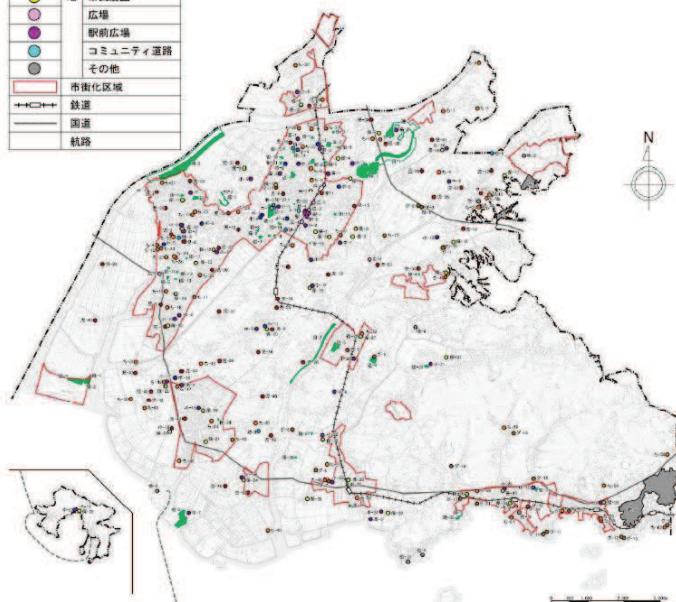
市民等意識調査の結果から、道路交通渋滞対策の推進や公共交通の利用促進が期待されています。

豊かな自然、歴史・文化、産業景観

矢作川や三河湾、佐久島といった豊かな自然が織りなす自然景観をはじめ、社寺林や祭礼などの伝統的行事も含めた歴史・文化景観、茶畠や海苔漁場、養鰻場などの産業景観がみられます。

凡 例
都市公園（供用区域）
都市公園（未供用区域）
ちびっこ広場
児童遊園
ポケット広場
保育園
幼稚園
学校
グラウンド
市民農園
広場
駅前広場
コミュニティ道路
その他
市街化区域
鉄道
国道
航路

■都市公園及び公共施設緑地の現況



資料：西尾市緑の基本計画（平成26年3月、西尾市）

■筒島（左）、国宝「金蓮寺弥陀堂」の雪化粧（右）



■茶摘み（左）、海苔採り作業（右）



資料：愛知県HP「美しい愛知づくり景観資源600選」

1-6 連携協働・人づくり

にしお環境市民塾の活動

平成18年11月に、「市民としてできることをやっていこう」を理念としてにしお環境市民塾が立ち上りました。里山保全や廃油せっけんづくりの他に、西尾市と連携してみどりのカーテンコンテストを実施したり、各種環境講座の講師等も行っています。

西尾市市民環境活動連絡会の発足

市内の環境活動団体と行政の間で、活動成果や課題の共有を図ることを目的として、平成25年10月に西尾市市民環境活動連絡会が発足しました。現在、環境に関する活動を行う15の団体・個人が参加しており、活動等に関する情報共有が図られています。

にしお大学かんきょう学部における環境学習

西尾市では、子どもから大人まで参加することができ、環境について考えるきっかけづくりとして「にしお大学かんきょう学部」を開催しています。行政やにしお環境市民塾、民間企業が講師となり、年間10講座程度を実施しています。

環境Wave21の開催

毎年12月には、市民に対する環境意識の啓発イベントとして、環境Wave21を開催しています。環境Wave21は、多くの市民が参加でき、より効果的なイベントになるよう、内容を更に発展させる必要があります。

■みどりのカーテンコンテスト募集チラシ



■にしお大学かんきょう学部募集チラシ



回	日時	場所	チケット	料金	料金詳細
1	6月11日(土) 午後9時30分～11時30分	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室	大人 無料	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室
2	6月18日(土) 午後9時30分～11時30分	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室	大人 200円 （高校生以下無料）	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室
3	7月14日(土) 午後9時30分～11時30分	佐久島・中川保全地 西尾市立中央公民館	佐久島・中川保全地 西尾市立中央公民館	大人 無料	佐久島・中川保全地 西尾市立中央公民館
4	7月21日(水) 午後9時30分～11時30分	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室	大人 無料	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室
5	8月3日(水) 午前10時30分～午後1時30分	中央ふれあいセンター授業室	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室	大人 500円 （高校生以下無料）	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室
6	8月17日(水) 午後9時30分～11時30分	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室	大人 無料	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室
7	9月17日(土) 午後9時30分～11時30分	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室	大人 200円 （高校生以下無料）	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室
8	10月8日(土) 午後9時30分～11時30分	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室	大人 200円 （高校生以下無料）	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室
9	11月20日(日) 午前9時30分～11時30分	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室	大人 無料	西尾市立中央公民館 西尾市立中央図書室

第2節 第2次計画策定にあたっての視点

第1章及び第2章 第1節を踏まえ、第2次計画策定にあたっての視点を以下に示します。

第2次計画策定にあたっての視点

視点1 第1次計画の良いところを活かし、伸ばす

- 豊かな自然のつながり、環境と暮らしのつながりを意識した環境像を設定します。
- 市民の環境に対する意識を高め、行動を促す市民チャレンジプランを設定します。
- にしお環境市民塾、西尾市市民環境活動連絡会のステップアップを図ります。

視点2 持続可能な社会の実現と未来へつなぐ仕組みづくり

- 自然との共生、資源の循環、社会の低炭素化、安全安心・快適の確保、連携協働・人づくりによる環境施策の体系化を図ります。

視点3 重点プロジェクトの設定

- 環境分野のマスタープランとして、多岐にわたる環境分野の取組を総合的に推進します。
- 環境目標（分野）毎に重点プロジェクトを設定します。
- 市民・市民団体、事業者が主体となって推進する市民チャレンジプランを充実します。

視点4 行政、市民・市民団体、事業者の役割分担

- 施策毎に、行政、市民・市民団体、事業者の主体別環境指針を設定します。
- 環境基本計画の内容や主体別の役割等を周知し、行動を促す概要版等を作成します。

視点5 地球温暖化対策実行計画との一体的な策定

- 地球温暖化対策を継続的かつ効率的に推進するため、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を一体的に策定します。
- 気候変動の影響への適応の考え方・施策分野別の方針を整理します。

視点6 庁内間、主体間に加え、広域的な連携のあり方の設定

- 府内の担当課間、市民・事業者等の主体間での調整・連携、協働の仕組みを構築します。
- 海・川・山の豊かな自然のつながりを踏まえた、矢作川の上流・中流域の自治体等との連携のあり方を設定します。

視点7 市民とともに進める進行管理の仕組み

- 市民にとって分かりやすい環境指標を設定します。
- 西尾市市民環境活動連絡会を核とした、市民目線での計画の進行管理の仕組みづくりを行います。

第3節 西尾市のめざす環境像

海・川・山 豊かな自然と暮らしが つながり とけあう 潤いに満ちたまちを未来へ

第1次計画では、『海・川・山 自然と人がとけあい 豊かな未来につなぐまち』をめざす環境像として設定し、「豊かな自然を伝えるまち」「暮らしやすく美しいまち」「資源を大切にするまち」「みんなで環境を良くするまち」の4つの環境目標に基づく施策を推進してきました。

「海・川・山」は、多様な生物を育む三河湾や矢作川、三ヶ根山や身近な里山といった、西尾市の貴重な地域資源であり、市民の地域への誇りと愛着を育み、持続可能な地域の発展を実現する上で重要なものです。

西尾市では、こうした地域資源を後世へと引き継いでいくため、にしお環境市民塾をはじめとする環境に関する活動を実践する団体が多くあります。第2次計画の策定にあたって実施した団体ヒアリングの中で多く挙げられた意見としては、豊かな自然環境と日常生活が密接につながっており、豊かな自然環境を守り伝えていくためにも、私たちの暮らしを見直していく必要があるということや、「海・川・山」といった自然環境はそれぞれがつながっており、こうしたつながりを踏まえた取組の展開が必要であるということが挙げられます。

そこで、第2次計画のめざす環境像は、計画策定にあたっての視点のうち「第1次計画の良いところを活かし、伸ばす」を踏まえ、豊かな自然環境と暮らしのつながりを意識した、人々の心にも潤いが満ちたまちを築き、未来へとつないでいきたいという思いを込めて、『海・川・山 豊かな自然と暮らしがつながり とけあう 潤いに満ちたまちを未来へ』とします。



第4節 環境目標と環境指標

環境目標1 豊かな自然のつながりが感じられるまち

西尾市は、海、川、山の豊かで多様な自然資源に恵まれており、地域に根ざした多様な文化や産業を育み、自然と共生した豊かな暮らしを営まれてきました。

今後もこうした豊かな自然環境の保全・創出に取り組み、多様な自然のつながりや、自然と私たちの暮らしのつながりが感じられるまちを目指します。

【環境指標】

環境指標	現状値(H28)	中間目標値(H33)	計画目標値(H38)
西尾いきものふれあいの里利用者数（H27 実績）	16,173人/年	17,000人/年	18,000人/年
「身近な緑の豊かさ」に対する市民満足度	47.1%	48.5%	50.0%
「家庭や地域で緑を育んでいる」市民割合	59.7%	70.0%	81.0%

環境目標2 資源を有効に活用するまち

大量生産・大量消費の社会経済は、私たちの暮らしに豊かさをもたらしましたが、一方、廃棄物の増加や公害の発生といった問題を引き起こすとともに、ごみのポイ捨てや不法投棄など、マナー低下の一因となっています。

4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進、ごみの減量や適切な分別を推進し、資源が有効に活用され、人々の心に豊かさがもたらされるまちを目指します。

【環境指標】

環境指標	現状値(H28)	中間目標値(H33)	計画目標値(H38)
1人1日当たりのごみ排出量（H27 実績）	1,068g/日・人	1,040g/日・人	1,010g/日・人
資源物リサイクル率（H27 実績）	13.5%	16.0%	18.0%
「生ごみの削減に取り組んでいる」市民割合	63.6%	74.0%	86.0%

環境目標3 社会の低炭素化に貢献するまち

地球温暖化の問題が進行・深刻化しています。地球温暖化の主な原因とされる温室効果ガスの排出を減らすためには、私たちの日々の暮らしを見直し、エネルギーの消費を少なくするよう努めることが重要です。

一人ひとりが今までの社会のあり方を見つめ直し、環境にやさしいライフスタイルへの転換や、周辺環境及び生態系への影響の少ない太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの積極的な利用によるエネルギーの地産地消などにより、社会の低炭素化に貢献するまちを目指します。

【環境指標】

環境指標	現状値(H28)	中間目標値(H33)	計画目標値(H38)
「省エネルギー行動に取り組んでいる」市民割合	78.6%	85.0%	93.0%
太陽光発電設備の導入容量	74,300kW	111,450kW	148,600kW
温室効果ガス排出量	1,630.5 千t-CO ₂	1,511.3 千t-CO ₂	1,392.1 千t-CO ₂

環境目標4 地域に誇りと愛着を感じられるまち

市民等意識調査の結果から、多くの市民が安全・安心で快適なまちの実現を望んでいます。暮らしに身近な生活環境の保全、防災・減災につながる都市環境の整備、西尾市の礎ともなっている歴史・文化の継承等によって実現されます。

環境に配慮した都市基盤の整備や潤いのある美しいまちづくりの推進などにより、安全・安心で快適に暮らせるだけでなく、地域に誇りと愛着を持って暮らせるまちを目指します。

【環境指標】

環境指標	現状値(H28)	中間目標値(H33)	計画目標値(H38)
「総合的な身近な環境」に対する市民満足度	27.5%	38.0%	50.0%
1人当たり公園・緑地面積（H27 実績）	4.6m ²	5.1m ²	5.5m ²
「川や水路のきれいさ」に対する市民満足度	16.6%	38.0%	59.0%

環境目標5 みんなで環境を良くするまち

環境を良くするためには、市民一人ひとりの環境に配慮した行動が大切です。市民の環境意識を高め、環境を大切にする行動に結びつけるためにも、様々な場での環境教育・環境学習を推進します。

さらに、市民の環境保全活動への参加意向が高いことから、こうした受け皿の支援等を通じて、みんなで環境を良くするまちを目指します。

【環境指標】

環境指標	現状値(H28)	中間目標値(H33)	計画目標値(H38)
西尾市市民環境活動連絡会登録個人・団体数(H27 実績)	15 件	23 件	30 件
「環境保全等の活動に参加している」市民割合	21.5%	38.0%	55.0%
「環境に関する知識を身に付けている」市民割合	38.7%	54.0%	70.0%

第5節 計画の体系

第2次計画の体系は以下のとおりです。

めざす環境像

**海・川・山 豊かな自然と暮らしがつながり とけあう
潤いに満ちたまちを未来へ**

環境目標・施策目標



**環境目標 1：自然共生
豊かな自然のつながりを感じられるまち**

- 1-1 豊かな自然環境の保全
- 1-2 身近な緑と水の創出
- 1-3 環境保全型農業の推進
- 1-4 緑と水のネットワークづくり

**環境目標 2：資源循環
資源を有効に活用するまち**

- 2-1 4R（リユース、リデュース、リユース、リサイクル）の推進
- 2-2 適正なごみ処理体制の構築・充実
- 2-3 水資源の有効活用

**環境目標 3：低炭素
社会の低炭素化に貢献するまち**

- 3-1 環境にやさしいライフスタイルの実現
- 3-2 再生可能エネルギーの利用促進

**環境目標 4：安全安心・快適
地域に誇りと愛着を感じられるまち**

- 4-1 環境に配慮した都市基盤の整備
- 4-2 潤いのある美しいまちづくりの推進
- 4-3 公害発生の防止

**環境目標 5：連携協働・人づくり
みんなで環境を良くするまち**

- 5-1 環境教育・環境学習の推進
- 5-2 連携・協働による環境保全活動の推進
- 5-3 環境に関する情報の収集・発信、共有

第3章 具体的な取組

- 第1節 豊かな自然のつながりを感じられるまち
(西尾市生物多様性地域戦略)
- 第2節 資源を有効に活用するまち
- 第3節 社会の低炭素化に貢献するまち
- 第4節 地域に誇りと愛着を感じられるまち
- 第5節 みんなで環境を良くするまち

第1節 豊かな自然のつながりを感じられるまち (西尾市生物多様性地域戦略)

1-1 豊かな自然環境の保全

【現状と課題】

西尾市は、平成23年4月の合併に伴い、三河湾、矢作川、三ヶ根山といった海・川・山に囲まれた豊かな自然が一層充実しました。市民等意識調査においても、市民や小中学生の身近な緑の豊かさに対する満足度は高くなっています。

また、第1次計画の推進に伴い、河川愛護団体や河川クリーンアップ作戦の参加者も増加し、豊かな自然環境の保全に対する意識が高まっています。

その一方で、三河湾、河川、森林や里山の保全などの問題や豪雨・災害に対する懸念もあり、豊かな自然環境の保全と適切な維持管理が求められています。

【施策の方向性】

西尾市を取り巻く豊かな自然環境の保全にあたっては、海・川・山のつながりを踏まえた上で、それぞれの自然環境の保全を図ることが重要です。

河川環境の保全にあたっては、排水対策や清掃活動に取り組むとともに、水辺を整備する際には、多自然型護岸とするなど動植物に配慮します。

里山環境の保全にあたっては、森林や里山の所有者だけでなく、市民や地域との協働により、間伐や竹林整備などの適切な維持管理を推進することで、里山に対する关心や意識を高めます。

【市が推進する取組】

① 三河湾環境の保全

No.	取組名	取組内容	担当課
1	海岸の保全 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ■日本有数の干潟である一色干潟や東幡豆海岸のトンボ口干潟の維持・保全に努めます。 ■県や団体等との連携により、干潟のもつ浄化機能等について周知し、三河湾の水質保全に対する意識を高めます。 	環境保全課 河川港湾課
2	水質汚濁の防止 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ■矢作川沿岸水質保全対策協議会や市民団体等と連携し、矢作川流域の事業所等からの排水のパトロールなどをを行い、水質汚濁の防止に努めます。 	環境保全課
3	漂着ごみ対策の推進 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ■「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、国、愛知県、市民団体等の多様な主体との連携や役割分担による取組の推進、情報共有等の連携体制の確保に努めます。 	佐久島振興課 商工観光課 ごみ減量課

② 河川環境の保全

No.	取組名	取組内容	担当課
4	水質の保全 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ■各種団体との協働により、微生物等を活用した河川等の水質保全に取り組みます。 ■海岸沿いに生息する野鳥や塩性植物群落の保全を図るため、河川流域の下水道整備の推進による都市環境の改善や埋め立てなどによる変化を抑制します。 	環境保全課 河川港湾課 下水道整備課
5	多自然川づくりの推進 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ■河川や海岸などの水辺を整備する際には、動植物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しないように努めるなど、自然環境に配慮します。 	河川港湾課

③ 里山環境の保全

No.	取組名	取組内容	担当課
6	里山の保全 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ■里山所有者をはじめとする市民や地域との協働により、間伐や竹林整備など、里山の保全を進めます。 ■里山の機能や役割について啓発を行い、市民の里山に対する関心や意識を高めます。 	農林水産課 環境保全課
7	森林の保全 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ■森林の持つ治山・治水機能を生かすために、市民や事業者と協働で森林の保全を図ります。 ■専門家を活用し、森林の保全を図ります。 ■保安林、自然公園、自然環境保全地域、地域森林計画対象民有林、天然記念物の指定を継続し、良好な自然環境を保全します。 	農林水産課 環境保全課 文化振興課

【市民・事業者の役割（環境行動指針）】

施策	環境行動指針
①三河湾環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・干潟や藻場による水質浄化機能や役割について学びます。 ・漂着ごみのルートや内容に関心を持ち、清掃活動などに参加します。 ・海・川・山のつながりについて学びます。
②河川環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等の水質浄化や清掃等の活動に参加します。 ・公共下水道への接続、合併処理浄化槽への転換を行い、河川等の水質浄化に努めます。 ・河川等の環境とそこに生息・生育する動植物に関心を持ちます。
③里山環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・里山や森林の適切な維持管理に努めます。 ・植樹や下草刈りなどの里山や森林整備の活動に参加、協力します。 ・里山や森林の持つ多面的な機能や役割について学びます。

1-2 身近な緑と水の創出

【現状と課題】

近年、余暇時間の増大や自然に対する意識の向上などに伴い、自然とのふれ合いに対するニーズが高まっています。市民等意識調査の結果から、身近な緑の豊かさ（緑の量）に対する満足度は高いものの、生き物や水にふれ合う場や機会（緑の質）に対しては十分ではありません。

市内においては、身近に自然とふれあえる場として、古川緑地の整備や土地区画整理事業に伴い公園・緑地の整備を進めているものの、区画整理以外での新規の公園整備は難しく、1人当たり公園・緑地面積も目標値に達していません。その半面、公共施設における率先的な緑のカーテンの設置や、学校、保育園・幼稚園における校庭・園庭芝生化に取り組んでいます。

【施策の方向性】

家庭や事業所、公共施設、沿道の緑化を推進し、生活に身近な緑を創出します。

緑化の推進だけでなく、海・川・山といった豊かな自然とふれあう場や機会を提供します。また、学校ビオトープや滞在型農業を推進し、様々な場で緑にふれられる場や機会を提供します。

【市が推進する取組】

① 緑化の推進

No.	取組名	取組内容	担当課
8	公共施設の率先的な緑化 【継続】	■公共施設・公共空間において率先して敷地内の緑化を推進します。 ■園庭・校庭などの芝生化を進めます。	施設管理の担当課
9	家庭・事業所の緑化 【新規】	■自宅の庭やベランダ、生垣等の緑化を推進します。 ■事業所の敷地内や屋上・壁面等の緑化を推進します。	環境保全課 公園緑地課
10	街路樹の整備と適正な維持管理 【新規】	■主要な道路における街路樹の整備により緑化を推進するとともに、防災機能（延焼防止）の強化に努めます。 ■健全な街路樹を育成するため、樹種の特性を十分に理解し、地域の特性や市民の要望に見合った適切な樹種選択や維持管理に努めます。	土木課 公園緑地課
11	緑化重点地区の設定及び緑化推進 【新規】	■緑のまちづくりに向けて効果的な緑化の推進を図るため、重点的に緑化を進めるべき地区（緑化重点地区）を設定し、地区内の緑化を推進します。	公園緑地課

② 身近な自然とのふれあいの場の創出

No.	取組名	取組内容	担当課
12	緑や水とのふれあいの場・機会の創出 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ■海・川・山で人々が集うことができ、自然にふれあうことができる場や機会の創出を図ります。 ■市民が干潟や里山などを保全する仕組みを検討します。 	環境保全課
13	ビオトープの活用 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ■学校のビオトープなどの既存施設を活用して環境教育を推進します。 ■ビオトープの維持管理に関する知識の習得機会を提供します。 	環境保全課 学校教育課
14	滞在型農業の推進 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ■佐久島において、滞在型の農業体験施設クラインガルテンを展開し、佐久島の農地及び地域資源を利活用することにより、島外の住民との交流を促進するとともに、佐久島の活性化、定住化を図ります。 	佐久島振興課

【市民・事業者の役割（環境行動指針）】

施策	環境行動指針
①緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や事業所の敷地内における生垣づくり、屋上・壁面緑化、緑のカーテンづくりに積極的に参加します。 ・街路樹などのまちなかの緑の整備や維持管理に積極的に参加します。
②身近な自然とのふれあいの場の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・自然にふれあうことのできる場や機会に積極的に参加します。 ・身近な動植物に興味を持ち、自然とのふれあいの機会を持つように心がけます。 ・敷地内の緑地やビオトープなどをふれあい活動の場として開放します。 ・ビオトープの維持管理に関する知識を習得します。 ・佐久島の滞在型の農業体験施設クラインガルテンを利用します。

1-3 環境保全型農業の推進

【現状と課題】

西尾市は、農地面積が市域の約33%を占めており、全国トップクラスの生産量を誇る抹茶に代表されるお茶をはじめ、県下トップクラスの栽培面積を誇る米・麦・大豆、バラやカーネーションなどの花き園芸、イチゴやキュウリ、トマトなどの施設野菜といった多様な農産物が生産されています。

その一方で、近年は農家数や経営耕地面積が減少を続けており、遊休農地も増えています。

競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定確保が求められる一方、食の安全や環境への配慮の観点から、無農薬栽培などの環境に配慮した農業・農産物への需要が高まっています。こうした、安全・安心な食材を自分でつくるという意識の高まりから、市民農園の利用希望者が増加しています。

【施策の方向性】

化学肥料は、即効性があり、生産量が安定するなどのメリットがある一方で、水に溶けやすい性質を持ち、畑に投入した50%程は地下水や河川に流れ出て、環境汚染を招く恐れがあります。化学肥料を使わず、堆肥化した畜産ふん尿の農地還元など、循環型農業を促進します。

商店や学校との連携による地産地消の推進や市民農園の利用促進、遊休農地の有効活用などにより、西尾市において身近な農業への市民の関心を高めます。

【市が推進する取組】

① 農業の振興

No.	取組名	取組内容	担当課
15	農地の保全 【新規】	■農業振興地域農用地の指定継続により、優良農地や日本有数の抹茶生産量を誇る茶畠の保全を図ります。 ■生産緑地地区として指定した市街化区域内農地の保全により、良好な都市環境の形成を図ります。	農林水産課 都市計画課

② 地産地消の推進

No.	取組名	取組内容	担当課
16	環境に配慮した農業の推進 【継続】	■耕種農家や消費者の理解と協力を得て、畜産堆肥の農地還元を行い、循環型農業を推進します。	農林水産課
17	安全・安心な農業の推進 【継続】	■有機栽培や特別栽培などについて、農業関連団体と連携して展開するとともに、消費者に農産物をPRします。	農林水産課
18	地産地消の推進 【継続】	■商店や農家と連携して西尾の農産物をアピールし、外に向けてのみでなく地域内においても認識を高め、地産地消の拡大とブランド化の強化を図ります。 ■学校給食への地元産品の導入の拡大を進めます。	商工観光課 農林水産課 学校教育課

③ 遊休農地の有効活用の推進

No.	取組名	取組内容	担当課
19	市民農園の利用促進 【継続】	■既存市民農園の利用促進を図ります。	農林水産課
20	遊休農地の活用促進 【拡充】	■遊休農地を農業協同組合と協力して担い手農家などへ利用集積を促進します。 ■遊休農地の学童・学校農園としての活用を推進します。 ■遊休農地へ菜の花やコスモスなどの景観植物を植栽し、良好な景観を創出します。	農林水産課 学校教育課

【市民・事業者の役割（環境行動指針）】

施策	環境行動指針
①農業の振興	・耕作放棄地とならないよう農地を適正管理します。
②地産地消の推進	・除草剤や農薬の使用を減らします。 ・畜産堆肥を使用するなど、環境に配慮した農業を行います。 ・食の安全と農業について学びます。 ・地元の農産物の消費に心がけ、地産地消に協力します。
③遊休農地の有効活用の推進	・市民農園を積極的に利用します。 ・耕作放棄地や荒地の草刈りを行います。 ・遊休農地の有効活用に協力します。

1-4 緑と水のネットワークづくり

【現状と課題】

「あいちの生物多様性ポテンシャルマップ」によると、三ヶ根山を含む三河湾国定公園周辺地域を中心に、オオタカやサシバなどの生物多様性の指標種の生息適地とされており、生物多様性の保全と持続可能な利用にあたって重要な地域です。

生物多様性の保全と持続可能な利用にあたっては、国が平成23年10月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し、動植物の生息・生育状況等を踏まえ、行政区画に捉われず、生態系ネットワークの構成要素となる中核、拠点、回廊及び緩衝の役割を担う緑地の配置を検討することが重要であることが示されました。平成26年3月に策定した「西尾市緑の基本計画」においても、生物多様性に配慮した緑のネットワークづくりを目標に掲げています。

【施策の方向性】

生物多様性の保全と持続可能な利用にあたっては、動植物の生息・生育状況を把握し、多様な動植物が生息・生育できる環境の保全と持続可能な利用を図ります。

また、矢作川の流域圏を見据えて、広域的な視点から適切な緑地の配置を検討し、生態系ネットワークの形成を図るとともに、市内においては、回廊となる河川・水路・道路の緑化や、拠点となる公園・緑地の整備、緩衝帯となる農地の保全等に努めます。

【市が推進する取組】

① 多様な動植物の生息・生育環境の保全と持続可能な利用

No.	取組名	取組内容	担当課
21	動植物の生息・生育状況の把握 【新規】	■市内に生息・生育する動植物の実態調査を実施します。	文化振興課
22	地域固有の動植物の生息・生育環境の保全 【新規】	■地域固有の動植物の生息・生育環境の保全に努めます。	環境保全課 文化振興課
23	外来種に対する正しい知識の啓発 【新規】	■外来種による在来種や生態系への影響を防止・軽減するため、生態系への影響や適切な対応方法等について周知します。	環境保全課

② 生態系ネットワークの形成

No.	取組名	取組内容	担当課
24	広域的な視点による 生態系ネットワーク の形成 【新規】	■西三河南部生態系ネットワーク協議会において、広域的な視点による生態系ネットワークの形成に取り組みます。	環境保全課
25	市域における 生態系ネットワーク の充実 【新規】	■市域における生態系ネットワークの回廊となる河川・水路・道路の緑化や、拠点となる公園・緑地の整備、緩衝帯となる農地の保全等に努めます。	農林水産課 公園緑地課

【市民・事業者の役割（環境行動指針）】

施策	環境行動指針
①多様な動植物の生息・生育環境の保全と持続可能な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生息・生育状況調査に参加するなど、動植物に関心を持ちます。 ・貴重な動植物の生息・生育地を踏み荒らしたり、採取を行いません。 ・貴重な動植物の生息・生育地での開発行為を回避・低減するとともに、新たな環境を創出します。 ・特定外来種を野外に放ったり、飼育や栽培、運搬を行いません。
②生態系ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・実のなる木や花を植えるなど、野鳥などの生きものの生息環境づくりに取り組みます。 ・家庭や事業所の敷地内において、緑地やビオトープといった生きものの生息環境づくりに取り組みます。

第2節 資源を有効に活用するまち

2-1 4R（リユース、リデュース、リユース、リサイクル）の推進

【現状と課題】

全国的には3R（リデュース、リユース、リサイクル）が推進されていますが、西尾市においては、ごみになるものは買わない・貰わないリフューズを加えた4Rを推進しています。第1次計画の推進に伴い、マイバッグ持参する取組はかなり浸透していますが、今後も、不要なレジ袋や過剰包装の辞退といったリフューズの取組は重要です。

第1次計画の環境指標である1人1日当たりのごみ排出量は、第1次計画策定後に大きく減少したもの、その後緩やかに増加を続け、平成27年度で1,068gと目標値（1,002g）を達成していないだけでなく、愛知県平均934g（平成26年度）を上回っています。同様に、第1次計画の4Rの推進に関する環境指標8項目中、達成しているのは2項目であり、より一層意識を高め、行動を促進していく必要があります。

【施策の方向性】

質にも着目した循環型社会の形成に向けて、比較的取組が進んでいるリサイクルよりも優先順位が高い、リフューズ・リデュース・リユースを促進するために必要なごみの分別・減量の徹底に向けて取組を推進します。

4Rに対する市民意識の向上を図るとともに、リサイクルについては、従前の空き缶、空きびん、古紙などに加えて、農業集落排水の発生汚泥、樹木等の剪定枝、使用済み食用油、図書館の書籍・雑誌などのリサイクルを推進します。

【市が推進する取組】

① リフューズ・リデュース・リユースの推進

No.	取組名	取組内容	担当課
26	4RのPR 【継続】	■不要な物は断る（リフューズ）を加えた4R行動の啓発を進めます。	ごみ減量課
27	マイバッグ持参運動の定着 【拡充】	■紙袋、レジ袋の使用量を減らし、市民の環境意識向上に寄与するマイバッグ持参運動の定着化を図ります。	ごみ減量課
28	ごみ処理の有料化 【継続】	■近隣市町村の状況を踏まえながら、発生抑制のためのごみ処理有料化を検討していきます。	ごみ減量課
29	リサイクルプラザの活用 【継続】	■クリーンセンターに排出される不用品で再使用できるものは、整備・調整して市民に提供します。	環境業務課
30	食品ロス対策の推進 【新規】	■市民に対して、食品ロスの削減に役立つ情報を提供します。	ごみ減量課

② リサイクルの推進

No.	取組名	取組内容	担当課
31	発生汚泥の堆肥化 【拡充】	■農業集落排水の発生汚泥を肥料として資源化して有効利用を図ります。 ■市役所で肥料を配布するなど、周知を図ります。	下水道管理課
32	剪定枝リサイクルの推進 【拡充】	■クリーンセンターにおいて、剪定枝のリサイクルを推進します。	環境業務課
33	食用油の有効利用 【継続】	■使用済み食用油を利用した、せっけんづくりなどを推進します。	環境保全課 ごみ減量課
34	図書館資料の再活用 【新規】	■図書館で除籍した書籍や保存期限の切れた雑誌をリサイクルし、有効利用を図ります。	図書館

③ ごみ分別・減量の徹底

No.	取組名	取組内容	担当課
35	生ごみの堆肥化 【継続】	■生ごみの減量化のために、ぼかしの無料配布や生ごみ処理器（機）購入に対する補助を行います。 ■ぼかしの適切な使用方法や生ごみ処理器（機）購入に対する補助の啓発を行います。	ごみ減量課
36	食品トレイやペットボトルなどのリサイクル推進 【継続】	■拠点回収による食品トレイやペットボトルなどのリサイクルを推進します。	ごみ減量課
37	事業者への啓発 【継続】	■事業活動に伴う廃棄物の減量を図るために、事業者に分別、リサイクルの啓発及び指導の強化を図ります。	ごみ減量課 建築課
38	ごみの分別徹底 【拡充】	■古紙や容器包装のリサイクルを推進するため、古紙、空き缶、空きびん、プラスチック製容器包装などの分別収集の徹底を図り、資源化率の向上をめざします。 ■市民サービス向上とリサイクル推進のため、ごみ排出の品目や方法などの収集形態の市内統一化を検討します。 ■ごみの分け方出し方ガイドブックを用いて、ごみの分別排出の徹底に取り組みます。	ごみ減量課

【市民・事業者の役割（環境行動指針）】

施策	環境行動指針
①リフューズ・リデュース・リユースの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装の簡素化やマイバッグの活用に取り組みます。 ・リサイクルプラザやフリーマーケットなどを活用します。 ・食品ロスの現状や削減のための方法などを学びます。 ・料理を余分に作らず、食べ残しをしないように心がけます。
②リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル製品を積極的に購入します。 ・汚泥肥料を積極的に利用します。 ・剪定枝リサイクル事業に協力します。 ・せっけんづくりの指導や講座開催などを行います。
③ごみ分別・減量の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの堆肥化に積極的に取り組みます。 ・食品トレイやペットボトルのリサイクルに協力します。 ・廃棄する割合の低い商品の製造、販売を進めます。 ・ごみの分別化の徹底とリサイクルに協力します。 ・事業活動に伴うごみの減量化に努めます。

2-2 適正なごみ処理体制の構築・充実

【現状と課題】

西尾市では、地域特性等を踏まえ、旧西尾市と旧幡豆郡3町でごみの分け方・出し方が一部異なっており、家庭ごみについては「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」により、周知徹底を図っています。

国道23号高架下をはじめ、沿道へのごみのポイ捨てが見られます。

【施策の方向性】

4Rの推進に向けても、適正なごみ処理体制の構築・充実は重要です。ごみ処理体制の充実については、ごみステーション等の整備やにこやか収集の実施を継続するとともに、「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」に基づくごみ処理の広域化を検討します。

市民のモラルの向上については、ごみに対する意識啓発に取り組み、ごみの分別、ポイ捨て及び不法投棄に関する意識の向上を図ります。

【市が推進する取組】

① ごみ処理体制の充実

No.	取組名	取組内容	担当課
39	ごみステーション等の整備 【継続】	■ごみステーションの適正配置を行うとともに、既存の常設資源ステーションの利用促進を図ります。	ごみ減量課
40	にこやか収集の実施 【継続】	■所定のごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な高齢者や障害者に対して、戸別収集を行います。	ごみ減量課
41	ごみ処理の広域化 【新規】	■平成17年3月に策定した「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」に基づく、クリーンセンターの建て替えについて検討していきます。	環境業務課

② 市民のモラルの向上

No.	取組名	取組内容	担当課
42	ごみに対する意識啓発 【継続】	■「ごみ散乱防止市民行動週間」をPRするとともに、地域や組織単位で、多くの人が参加してごみ拾いを行うことを推進し、ごみに対する意識啓発を図ります。	ごみ減量課
43	ごみ分別意識の向上 【継続】	■子どものころから分別の意識を養うため、「分別スクールレスキュー530」を市内全小学校への派遣を目指します。	ごみ減量課
44	ポイ捨ての抑制 【継続】	■ポイ捨て禁止看板の配布などにより、ポイ捨てを抑制します。	ごみ減量課
45	不法投棄の防止 【継続】	■パトロールや監視カメラなどによる監視体制を強化して、不法投棄をなくすように努めます。	ごみ減量課

【市民・事業者の役割（環境行動指針）】

施策	環境行動指針
①ごみ処理体制の充実	<ul style="list-style-type: none">ごみの分別を徹底し、ごみ出しのルールを守ります。ごみステーションは地域で適正に管理します。
②市民のモラルの向上	<ul style="list-style-type: none">地域の清掃活動に積極的に参加します。空き缶等ごみ散乱防止条例を遵守します。ごみを適正に処理し、ポイ捨てや不法投棄を行わないようにします。不法投棄の現場を見つけたら、情報を市に提供します。不法投棄パトロールに協力します。事業活動に伴い排出されるごみは、確実に適正処理します。

2-3 水資源の有効活用

【現状と課題】

第1次計画の水資源の有効活用に関する環境指標を見ると、1人1日当たりの水道使用量については、東日本大震災の影響等により、市民の節水意識が高まったことから目標値（295ℓ）を達成しています。また、雨水タンク・浄化槽転用補助数についても、平成28年度で目標値（411か所）を達成する見込みとなっており、市民の水資源の有効活用に関する意識は高まっています。

水は生活や産業において貴重な資源です。矢作川は、流域自治体の農業用水、工業用水、水道用水に利用されており、水資源の有効活用が求められます。

【施策の方向性】

水資源の有効活用にあたっては、雨水利用の推進と家庭における節水の推進を図ります。

【市が推進する取組】

① 水の有効利用の推進

No.	取組名	取組内容	担当課
46	雨水利用の推進 【継続】	■下水道への接続に伴い不要になった浄化槽の雨水貯留タンクへの転用や、新たに雨水貯留施設を設置する市民に対する補助を行います。	下水道管理課
47	家庭での節水の推進 【継続】	■広報紙やホームページ、施設見学などを通じて、水の大切さを認識してもらうとともに、節水の普及啓発を進めます。	水道管理課

【市民・事業者の役割（環境行動指針）】

施策	環境行動指針
①水の有効利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留施設を設置し、雨水を有効活用します。 ・水を流しっぱなしで使わないようにします。 ・水道水の使用量を把握するなど、節水に心がけます。

第3節 社会の低炭素化に貢献するまち

3-1 環境にやさしいライフスタイルの実現

【現状と課題】

地球温暖化は加速度的に進行しており、平成27年11月から12月にかけて、フランス・パリにて国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書の第2約束期間以降、2020年以降の温暖化対策の国際的枠組みとして「パリ協定」を採択しました。「パリ協定」は、京都議定書と同様に法的拘束力を持つ強い協定として合意され、国においても、2030年度における温室効果ガス排出量の排出抑制に関する目標やその実現のための取組を示しました。

低炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの導入加速とともに、徹底した省エネルギー社会の実現が重要とされており、意識とライフスタイルの変革が必要です。

西尾市では、小学生を対象としたトップ温暖化教室の開催や電気自動車等の購入補助を行っています。

【施策の方向性】

環境にやさしいライフスタイルの実現に向けて、家庭や工場・オフィス、そして、公共施設における省エネルギー行動の推進を図ります。

また、自動車依存度が高い地域性を考慮し、環境への負荷の少ない次世代自動車等の普及促進を図るとともに、エコドライブの普及啓発を図ります。さらに、公共交通や自転車などを賢く使い分けるエコモビリティライフを推進します。

【市が推進する取組】

① 省エネルギー行動の推進

No.	取組名	取組内容	担当課
48	家庭における省エネルギー行動の推進 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地球温暖化対策の必要性を認識してもらうための情報提供に努めるとともに、省エネルギー・省資源の普及啓発を図ります。 ■ 家庭用燃料電池やスマートハウスなど、新たなエネルギー・技術の普及を進めるため、補助制度等の情報提供に努めます。 ■ 環境にやさしいライフスタイルのPRと環境保全のきっかけづくりのために、各種団体と連携して、エコクッキングなどの環境学習の開催に努めます。 ■ 「みどりのカーテンコンテスト」の開催などにより、夏の暑さを和らげ省エネにも効果のある緑のカーテンの普及を図ります。 	環境保全課 建築課

49	工場・オフィスにおける省エネルギー行動の推進 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ■エネルギー管理システムや ESCO 事業の導入などを促進します。 ■高効率な照明や空調機、コーディネーションシステムなど、省エネルギー型の設備・機器の普及を促進します。 ■高断熱・高気密な建築物の普及啓発及び導入促進を図ります。 	環境保全課
50	公共施設における省エネルギー行動の推進 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ■エコアクションプランに基づき、市が率先して省エネルギー対策に取り組むことにより、市民意識を高めます。 ■率先してクールビズ・ウォームビズに取り組むことなどにより、市民や事業者に対して普及啓発を図ります。 ■市は率先してグリーン購入を推進します。市民や事業者に対してもグリーン購入を普及啓発します。 	企画政策課 人事課 財政課 環境保全課

② 環境にやさしい交通利用の推進

No.	取組名	取組内容	担当課
51	次世代自動車等の普及促進 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ■電気自動車をはじめとする市が定める低公害車の購入補助により、省エネルギーと温室効果ガスの排出抑制を推進します。 ■充電インフラや水素供給インフラなどの整備を進めます。 	環境保全課
52	エコドライブの普及促進 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ■発進する時は穏やかにアクセルを踏む、車間距離にゆとりを持って加速減速の少ない運転をするなどのエコドライブの普及を促進します。 	環境保全課
53	エコモビリティライフの推進 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ■公共交通の利便性を高め、クルマ（自家用車）と電車・バス等の公共交通、自転車、歩行などを賢く使い分け、環境にやさしい交通手段を利用するエコモビリティライフを推進します。 	地域支援協働課 環境保全課

【市民・事業者の役割（環境行動指針）】

施策	環境行動指針
①省エネエネルギー行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具やエアコンなど、家庭での節電に心がけます。 ・クールビズ・ウォームビズに積極的に取り組みます。 ・エコクッキングや環境家計簿を通じて、環境にやさしいライフスタイルを実践します。 ・家電製品等を購入する際は、省エネエネルギー型のものを積極的に選択します。 ・グリーン製品を使用します。 ・省エネナビやエネルギー管理システム（HEMS・BEMS）の導入などにより、エネルギー使用の見える化を図ります。 ・ESCO 事業の導入、省エネエネルギー診断などを活用し、建物全体の省エネ化を図ります。 ・緑のカーテンの設置により、夏季における冷房の使用を抑制します。
②環境にやさしい交通利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の購入・買い替えの際には、エコカーなどの次世代自動車を積極的に選択します。 ・エコドライブの実践に努めます。 ・目的等に合わせて、公共交通機関や自転車、歩行などを使い分けます。 ・マイカー出勤を減らすため、ノーカーデーを実施・協力します。 ・環境への負荷の少ない輸送方法に切り替えます。

3-2 再生可能エネルギーの利用促進

【現状と課題】

低炭素社会の実現、再生可能エネルギーの導入加速にあたっては、自然的・社会的条件に応じた適切なエネルギーを選択して取り組んでいく必要があります。

新エネルギーの賦存量・可採量調査の結果から、日照時間が長い地域特性も相まって、太陽光発電や太陽熱利用のポテンシャルが高い地域であることが明らかとなりました。

また、西尾市では、家庭における太陽光発電設備の設置補助や、公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業や、市民共同発電による太陽光発電事業などに取り組んでいます。

【施策の方向性】

固定価格買取制度（FIT）による西尾市における太陽光発電設備の導入容量は、平成28年4月現在で74,300kWです。新エネルギーの賦存量・可採量調査では、市内の戸建て住宅の50%と公共施設の全てに太陽光発電設備を設置した場合の導入容量として98,295kWを想定しており、その他にも事業所や工場、空き地などへの設置も考えられ、まだまだ導入の可能性があります。

その他、地域における再生可能エネルギーの導入と活用検討を図ります。

【市が推進する取組】

① 家庭・事業所における再生可能エネルギーの導入

No.	取組名	取組内容	担当課
54	再生可能エネルギーの導入促進 【拡充】	■住宅用太陽光発電装置の設置補助による一般家庭への太陽光発電装置の普及を図ることなどにより、新たなエネルギーの利用促進に努めます。	環境保全課
55	エネルギーの効率的な利用の促進 【新規】	■エネルギー・マネジメントシステムや蓄電池等を活用し、エネルギーの効率的な利用を促進します。	環境保全課

② 地域における再生可能エネルギーの導入

No.	取組名	取組内容	担当課
56	新たなエネルギーの利用促進 【継続】	■再生可能エネルギーの導入は、周辺環境及び生態系への影響の少ない太陽光発電を中心に推進します。	農林水産課 環境保全課 建築課
57	地域における再生可能エネルギーの利用促進 【新規】	■市有施設屋根貸し太陽光発電事業等による地域で創られる再生可能エネルギーについて、災害時等における有効利用の検討を進めます。	

【市民・事業者の役割（環境行動指針）】

施策	環境行動指針
①家庭・事業所における 再生可能エネルギーの 導入	<ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギーの導入可能性について検討します。・太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に努めます。・災害時等に備えて、蓄電池システム等の導入を検討します。
②地域における再生可能 エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none">・地域未利用資源等の利用を検討します。・再生可能エネルギー事業と自然環境や景観、生活環境との調和を図ります。

第4節 地域に誇りと愛着を感じられるまち

4-1 環境に配慮した都市基盤の整備

【現状と課題】

国の第四次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会について、安全を基盤として確保することを前提に、低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成する社会としています。市民等意識調査結果において、将来こうあって欲しいと望む環境の姿として、市民の多くが防災・減災の取組が進む、安全なまちづくりを選択しており、都市における防災機能の強化・向上が求められています。

その他、公共交通の機能強化や公共工事における環境に配慮した都市基盤の整備が求められています。西尾市では、コミュニティバス「六万石くるりんバス」の運行に加えて、デマンド型乗合タクシー「いこまいかー」の運行を行っており、公共交通空白地の解消に取り組んでいます。

【施策の方向性】

土地の適正利用の推進に向けては、良好な生活環境の確保に向けた都市基盤の整備を進めるとともに、防災拠点の整備や避難場所への誘導など、防災・減災機能の向上に資する整備を行います。

建築物の整備にあたっては、周辺環境への影響を考慮するとともに、リサイクル材料の使用や太陽光発電設備の導入などの環境配慮を行います。

また、交通結節点の機能強化や公共交通空白地の解消などに取り組みます。

【市が推進する取組】

① 土地の適正利用の推進

No.	取組名	取組内容	担当課
58	適切な土地利用の推進 【継続】	■潜在的な企業ニーズの把握に努め、工業適地を確保するとともに住工混在の解消や適切な土地利用を促進します。	企業誘致課
59	用途地域の見直し 【継続】	■用途地域などについて効率的な都市基盤の整備、良好な生活環境の確保の観点から適切な対応を行い、必要に応じて見直しを行います。	都市計画課
60	都市における防災機能の向上 【新規】	■防災拠点の整備や避難場所への誘導など、防災・減災に配慮して安全性の高い居住環境を整備します。	危機管理課 都市計画課

② 環境に配慮した建築物等の整備推進

No.	取組名	取組内容	担当課
61	環境にやさしい住宅づくりの推進 【新規】	■ 西尾市の気候風土を生かした地球と人にやさしい住宅づくりを推進します。	建築課
62	環境に配慮した店舗・工場などの整備推進 【継続】	■ 住宅密集地などでの店舗や工場などからの周辺環境への騒音などによる悪影響の軽減に努めます。 ■ 周辺環境との調和を図るため、工場立地法に基づき適切な緑地の配置を推進します。 ■ 低炭素建築物新築等計画認定制度の利用促進に努めます。	環境保全課 建築課 企業誘致課
63	環境配慮型施設の整備 【継続】	■ 公共施設の整備に際しては、リサイクル材料の使用を推進するとともに、太陽光発電設備の設置をはじめとする新たなエネルギーの導入を検討します。	施設管理の担当課
64	環境配慮型公共工事の推進 【継続】	■ 公共工事で生じる環境影響を認識し、環境にやさしい公共工事を実施します。 ■ 道路舗装には透水性舗装や保水性舗装等の、環境に配慮した舗装の導入を推進します。	施設管理の担当課

③ 環境負荷の少ない都市整備

No.	取組名	取組内容	担当課
65	道路整備の推進 【継続】	■ 都市計画道路の整備や交通渋滞交差点の改良を計画的に進めていきます。	土木課
66	交通結節点の機能強化 【拡充】	■ 公共交通の利便性を高めるために、面的整備事業に合わせて、交通結節点の機能の強化を図ります。 ■ 西尾駅西広場の利用について、民間活力を利用して西尾市の玄関口としてふさわしい整備を推進します。	都市計画課

【市民・事業者の役割（環境行動指針）】

施策	環境行動指針
①土地の適正利用の推進	・ 土地の適正利用について、理解と協力に努めます。 ・ 日頃から避難場所や安全に避難できる経路等を確認します。
②環境に配慮した建築物等の整備推進	・ 環境に配慮した建築物の整備に対して、理解と協力に努めます。 ・ 公共事業における環境配慮を求めます。 ・ 環境に配慮した工事に努めます。
③環境負荷の少ない都市整備	・ 公共交通機関を積極的に利用します。 ・ 通勤や事業活動において公共交通を積極的に利用します。

4-2 潤いのある美しいまちづくりの推進

【現状と課題】

第1次計画の推進に伴い、公園・緑地の整備、市民参画による公園管理、街路樹の植栽延長などの潤いのある美しいまちづくりの推進に向けた取組が進められてきました。

都市公園は市街地に多く配置されており、都市公園の少ない地域では公共施設緑地が都市公園の役割を担っています。特に、西尾いきものふれあいの里は環境学習の面で、愛知こどもの国はレクリエーションの面で大きな役割を担っています。

西尾市には、矢作川や三河湾、佐久島といった豊かな自然が織りなす自然景観をはじめ、社寺林や祭礼などの伝統的行事も含めた歴史・文化景観、茶畠や海苔漁場、養鰻場などの産業景観がみられます。

【施策の方向性】

公園・緑地の整備については、親子で楽しめるような公園整備を推進するとともに、既存の公園・緑地を拡充し、市民の憩いの場としての利用を推進します。

環境美化活動を推進するとともに、空き地の適正管理、広告看板の規制、電線の地中化などの取組を推進し、美しく清潔な街並みを創出します。

地域文化と密着した歴史ある緑や地域景観など、地域資源の活用を推進します。

【市が推進する取組】

① 公園・緑地の整備推進

No.	取組名	取組内容	担当課
67	緑と潤いのある公園整備 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ■街区公園、近隣公園など、親子で楽しめるような公園整備を進めます。 ■既設公園を拡充し、市民の憩いの場としての利用を推進します。 ■自然公園に指定されている三ヶ根山や佐久島、変化に富んだ海岸線など優れた自然景観を有する三河湾国定公園の保護を推進します。 	公園緑地課 環境保全課
68	二の沢水辺プラザの整備 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ■二の沢川に水辺で親しめる公園を、市民参加により整備推進します。 	河川港湾課
69	災害時に役立つ 都市公園の整備 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ■都市公園は災害時の貴重なオープンスペースとなるため、必要に応じて避難機能に配慮した整備や、防災活動拠点機能の強化を検討します。 	危機管理課 公園緑地課
70	都市公園の安全性・ 快適性の向上 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ■公園利用者の安全確保を図るため、必要に応じて公園施設の長寿命化対策や更新を進めます。 ■新規公園の整備や既存公園の施設更新等の際には、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮します。 	公園緑地課

② 美しく清潔な街並みの創出

No.	取組名	取組内容	担当課
71	環境美化活動の推進 【継続】	■ 海や川、山などの清掃や水質浄化を行う市民のボランティア活動を、市民、事業者と連携して積極的に支援します。	環境保全課 河川港湾課
72	空き地・空き家の適正管理 【継続】	■ 空き地が適正に管理されるように管理者に対し指導をするとともに、草刈機などの用具の貸出を行います。 ■ 倒壊や周辺環境に悪影響を与える危険な空き家の対策を進めます。	地域支援協働課 環境保全課 ごみ減量課
73	屋外広告物の規制 【継続】	■ まちの景観を損なわないように、屋外広告物の設置許可と違法広告物の簡易除却を行います。	都市計画課
74	電線の地中化 【継続】	■ 計画的に主要道路の電線を地中化し、電柱の撤去を進めます。	土木課
75	ペットの適正管理 【継続】	■ ペットのふんや鳴き声により生活環境が損なわれないよう、獣医師や県動物保護管理センターと連携して、飼い主のマナーの向上に努めます。	環境保全課

③ 地域資源の活用

No.	取組名	取組内容	担当課
76	地域文化と密着した歴史ある緑の保全 【拡充】	■ 西尾市歴史公園や社寺林の緑を保全します。 ■ 保存樹木の指定や屋敷林を保全する市民緑地の指定等を推進します。 ■ 西尾市緑化推進条例や名木の指定などにより、重要な樹木について保全に努めるとともに市民に紹介します。 ■ 指定後の維持管理も含め、指定のあり方について検討を行います。	公園緑地課 文化振興課 環境保全課
77	都市景観の保全 【新規】	■ 西尾市の自然や文化的な魅力を感じられる景観づくりを推進します。	都市計画課

【市民・事業者の役割（環境行動指針）】

施策	環境行動指針
①公園・緑地の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地の計画づくりに参加・協力します。 ・地域の公園・緑地の維持管理に参加・協力します。
②美しく清潔な街並みの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の清掃美化活動に積極的に参加します。 ・自宅や事業所敷地内、その周辺の美化に努めます。 ・屋外広告物の規制を遵守し、周辺の自然環境や景観・街並みと調和するよう配慮します。 ・ペットを飼う際のマナーを守ります。
③地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史ある緑の保全に理解、協力します。 ・地域の魅力を生かした都市景観づくりに協力します。

4-3 公害発生の防止

【現状と課題】

大気環境については、光化学オキシダントのみ環境基準を達成していません。水環境については、主要河川では河川水質の環境基準を達成しているものの、排水路等ではBOD値が高くなっています。三河湾海域においても生活排水による水質汚濁が発生しています。その他、公害苦情件数の推移を見ると、野焼きによる大気汚染関係の苦情が多くなっています。

第1次計画における苦情対策の推進に関する施策については、満足度が低く、重要度が高いゾーンに属しており、今後も優先的に取り組むべき環境施策です。

良好な生活環境の維持、適切な指導を行うために、環境調査の継続・重点化が必要です。

単独処理浄化槽等から高度処理型合併処理浄化槽への転換や公共下水道への接続の促進に向けたPR方法を検討する必要があります。

【施策の方向性】

公害対策の推進にあたっては、現状では愛知県と協調して実施している環境調査が多いものの、継続して悪影響がみられる地点等については、より詳細な調査を独自で実施するなど、拡充を図っていきます。また、公害防止協定の締結や公害苦情の解決と発生抑制のための啓発の実施により、公害対策を推進します。

排水対策については、家庭での生活排水に関する啓発を図るとともに、公共下水道への接続や高度処理型合併処理浄化槽への転換など、生活排水処理人口の拡大を目指します。

その他、民間産業廃棄物処分場等について環境監視を実施し、周辺環境の保全を図っていきます。

【市が推進する取組】

① 公害対策の推進

No.	取組名	取組内容	担当課
78	環境調査の実施 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ■大気・水質・騒音・振動・悪臭・ダイオキシン類などの環境調査・監視を行います。 ■市民から苦情や要望があり、測定を行う必要があると認められる場合は、優先的に調査を行います。 	環境保全課 環境業務課
79	公害防止協定の締結 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ■工業団地などに進出する企業と公害防止協定を締結し、公害の発生を未然に防止します。 	環境保全課
80	発生源対策の推進 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ■工場建設時には建築開発事業指導要綱を基に事前協議を行います。 ■必要に応じて工場への立ち入り調査を行い、公害を防止します。 ■市民から寄せられた公害苦情の解決と発生抑制のための啓発に努めます。 	環境保全課 建築課

81	有害物質対策 【継続】	■アスベストなどの有害物質の取り扱いについて、関係法令の周知を図るとともに、市民への情報提供を推進します。 ■災害により発生したがれきをはじめとする廃棄物を速やかに処理するための「災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、同計画に基づき廃棄物を適正に処理します。	環境保全課 ごみ減量課
82	産業廃棄物処分場等の環境監視 【新規】	■民間産業廃棄物処分場等の監視を行い、環境の保全に努めます。	環境保全課 ごみ減量課

② 排水対策の推進

No.	取組名	取組内容	担当課
83	家庭での生活排水対策 【継続】	■啓発用品やパンフレットの配布を通じて生活排水対策の普及啓発を進め、公共下水道にあっては接続率の向上を図ります。	環境保全課 下水道管理課
84	下水道・農業集落排水の適切な維持管理 【継続】	■耐震対策、長寿命化対策など公共下水道や農業集落排水の適切な維持管理を図ります。	下水道管理課
85	浄化槽設置の推進 【継続】	■公共下水道等の生活排水処理施設の整備予定がない地域において、単独処理浄化槽等から高度処理型合併処理浄化槽への転換を推進します。	環境保全課 下水道管理課
86	浄化槽の適切な維持管理の推進 【継続】	■浄化槽を適正に維持管理するため、法定検査や保守点検、清掃の実施を促進します。	環境保全課

【市民・事業者の役割（環境行動指針）】

施策	環境行動指針
①公害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境や水環境に关心を持ち、異常を発見した場合は市へ連絡します。 ・光化学オキシダントやPM2.5に関する注意喚起情報等に注意します。 ・公害の発生防止に努めます。 ・公害防止協定を締結し、立ち入り調査に協力します。
②排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・油の排水を控え、洗剤は環境に負荷の少ない製品を選びます。 ・供用開始した下水道・農業集落排水処理区域内では、早期に下水道・農業集落排水への接続を行います。 ・下水道等処理区域外では、浄化槽を適切に維持管理します。 ・高度処理型合併処理浄化槽への転換に努めます。 ・事業活動に伴う排水を適切に処理します。

第5節 みんなで環境を良くするまち

5-1 環境教育・環境学習の推進

【現状と課題】

西尾市では、子どもから大人まで参加することができ、環境について考えるきっかけづくりとして、にしお大学かんきょう学部を開催しています。また、市民に対する環境意識の啓発イベントとして環境Wave21を開催しています。

学校に出向いての環境教育・環境学習の機会の充実や環境教育・環境学習の講師のネットワークづくりが求められています。

また、環境問題に対する無関心層へのアプローチが必要です。

【施策の方向性】

西尾いきものふれあいの里での自然観察会や三河湾での干潟観察会など、豊かな自然環境を生かした環境教育・環境学習を推進します。

学校においては、総合的な学習の時間を軸に、地域の特性を生かした環境教育を推進するとともに、教職員の環境教育研究や地域資源の活用などに取り組みます。

その他、事業所における環境教育を推進します。

【市が推進する取組】

① 地域における環境教育・環境学習の推進

No.	取組名	取組内容	担当課
87	地域における環境教育の推進 【継続】	■いきものふれあいの里やふれあいセンター、漁業協同組合が開催する自然観察会、三河湾での干潟観察会、また、クリーンセンターにおけるごみの分別体験会など、地域における環境教育を推進します。	環境保全課 ごみ減量課 学校教育課
88	環境学習講座の開催 【拡充】	■市民の環境保全へのきっかけづくりと地域の人材育成のために、市民とともに「にしお大学かんきょう学部」を開催します。 ■市民のニーズを踏まえた講座の検討・開催に努めます。	環境保全課
89	環境学習指導者の育成 【新規】	■地域で活躍する環境学習指導者等の育成に努めます。	環境保全課

② 学校における環境教育・環境学習の推進

No.	取組名	取組内容	担当課
90	ESDの視点を導入した環境教育の実施 【拡充】	■小中学校において総合的な学習の時間を軸に、地域の特性を生かした環境教育の推進に努めます。 ■ESDの視点を導入した環境教育を推進します。	環境保全課 学校教育課

91	環境教育研修への教員の参加 【継続】	■教職員を対象にした環境教育研究会や環境教育の具体的な実践に関する情報提供の充実に努めます。 ■いきものふれあいの里へのボランティア活動に積極的に参加し、環境教育の基本を学びます。	環境保全課 学校教育課
92	出前講座の開催 【拡充】	■市民、団体などの地域の人材を活用して、環境教育出前講座を開催します。 ■各種団体等から市民講師を募り、登録者の確保に努めます。	生涯学習課

③ 事業所における環境教育・環境学習の推進

No.	取組名	取組内容	担当課
93	社員教育の中での環境教育の推進 【新規】	■従業員に対する環境教育の推進を支援します。	環境保全課
94	企業の社会的責任(CSR)における環境学習の実施 【新規】	■企業がCSR活動の一環として行う地域での環境学習の実施を支援します。	環境保全課

【市民・事業者の役割（環境行動指針）】

施策	環境行動指針
①地域における環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に対する関心と知識を高め、環境活動に取り組みます。 ・環境に関する講座やイベントに参加します。 ・環境学習指導者として活動します。
②学校における環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・知識や技能などを生かし、環境教育出前講座に参加・協力します。 ・家庭内で環境問題について話し合う機会を設けるとともに、子どもと環境の大切さを学びます。
③事業所における環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の環境教育を実施し、環境に関連する研修会などへの参加を奨励します。 ・環境学習の場として事業所施設を提供するとともに、知識や技能などを生かし、環境学習の機会づくりに協力します。

5-2 連携・協働による環境保全活動の推進

【現状と課題】

西尾市では、第1次計画の策定に先立ち、にしお環境市民塾が立ち上がり、西尾市と連携して環境行政を推進しています。ただし、第1次計画で期待されていた計画の進行管理までは出来ていません。

その他に、西尾市市民環境活動連絡会が立ち上がり、参加する個人・団体間での情報共有が図られていますが、参加している個人・団体は一部にとどまっているため、環境活動団体等のニーズを把握し、活動を活性化するための支援を検討する必要があります。また、環境活動団体に参加したいというニーズは高くなっています。

【施策の方向性】

市民環境活動団体の活動支援や、新たに活動を行いたいという個人・団体の育成支援を行います。西尾市市民環境活動連絡会を中心として、市内で活動する個人・団体間の連携・ネットワークづくりを推進します。

【市が推進する取組】

① 環境活動団体の育成・支援

No.	取組名	取組内容	担当課
95	市民環境活動団体の育成 【新規】	■地域で環境問題に取り組む人材・団体の育成に努めます。	環境保全課
96	アダプトプログラムの推進 【継続】	■身近な生活道路や児童公園などを市民が利用しやすいように管理してもらうため、地域住民や事業所に呼び掛けてアダプトプログラムを推進します。	ごみ減量課
97	市民環境活動支援制度の推進 【継続】	■環境活動団体や環境活動に積極的に取り組む事業所などを育成・支援するため、表彰制度や補助支援制度の充実を図ります。	環境保全課 ごみ減量課

② 団体相互の連携の推進

No.	取組名	取組内容	担当課
98	団体相互の連携・ネットワークの強化 【拡充】	■西尾市市民環境活動連絡会が中心となり、環境活動団体や環境に興味のある市民、事業者などの相互連携と交流を図り、ネットワーク化を強化します。	環境保全課

【市民・事業者の役割（環境行動指針）】

施策	環境行動指針
①環境活動団体の育成・支援	<ul style="list-style-type: none">・市、事業者及び市民が協働で進める環境保全活動に参加します。・アダプトプログラムに参加します。・環境施策に係る市民参画の機会に積極的に参加します。・ボランティア活動に参加する従業員を支援します。
②団体相互の連携の推進	<ul style="list-style-type: none">・活動団体相互が交流・情報交換を行い、協力や連携を進めます。

5-3 環境に関する情報の収集・発信、共有

【現状と課題】

西尾市では、第1次計画の推進に伴い、毎年、環境の現状や市民チャレンジプランの実施状況等を環境報告書としてとりまとめ、公表しています。

しかし、第1次計画で示した環境基本計画推進大会の開催などによる計画の取組についての話し合いや進捗状況の評価については実現していません。

【施策の方向性】

西尾市だけでなく、国や愛知県が発進している環境に関する情報を収集し、一元的に整理します。また、市民や団体の環境に関する活動の活性化につながる支援制度に関する情報についても、収集・整理します。

市HPだけでなく、月に2回発行している広報紙などを活用し、収集・整理した環境に関する情報を効果的に発信します。

【市が推進する取組】

① 環境に関する情報の収集・整理

No.	取組名	取組内容	担当課
99	環境に関する情報の収集 【新規】	■環境に関する基礎的情報だけでなく、環境活動団体や、活動に必要な支援・助成制度等の環境に関する情報を収集し、一元的に整理します。	環境保全課

② 環境に関する情報の発信

No.	取組名	取組内容	担当課
100	環境意識の啓発 【継続】	■市民の環境に対する意識を高めるため、市民と連携してイベントなどを開催し、環境意識への啓発を図ります。	環境業務課
101	環境情報の効果的な発信 【拡充】	■「広報にしお」や市のホームページなどを通して施策の周知を図り、分かりやすい環境情報の提供を行います。 ■環境に関する活動や技術の情報を提供するとともに、市民団体や地域、事業者の活動などを紹介します。	環境保全課
102	環境施策の評価、公表 【拡充】	■環境基本計画に基づいて実施した環境施策の状況について公表し、市民とともに計画を推進します。	環境保全課

【市民・事業者の役割（環境行動指針）】

施策	環境行動指針
①環境に関する情報の収集・整理	<ul style="list-style-type: none">・環境に関する情報を提供します。・環境配慮行動に必要な情報等の収集に努めます。
②環境に関する情報の発信	<ul style="list-style-type: none">・環境に関する情報を積極的に入手し、活用します。・環境配慮行動に必要な情報等の収集に努めます。・CSR活動としての環境保全活動に取り組むとともに、環境報告書を作成・発行するなど、環境情報の発信に取り組みます。・環境基本計画に基づく環境施策の実施状況を確認し、意見や提案をします。

第4章 地球温暖化対策の推進 (西尾市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】)

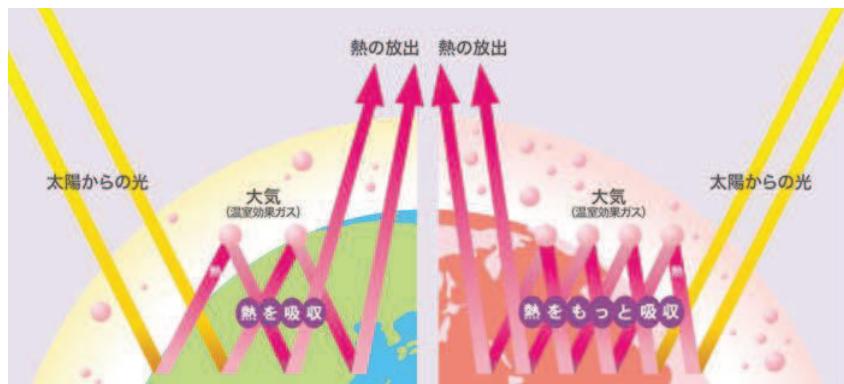
- 第1節 計画の概要
- 第2節 温室効果ガス排出量の現状
- 第3節 温室効果ガス排出量の削減目標
- 第4節 地球温暖化に関する緩和・適応計画

第1節 計画の概要

1-1 地球温暖化とは

地球温暖化とは、人為的な原因により大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することにより、地球の大気や海洋の温度が上昇し、地球の気候に変動が生じることを言います。

■ 温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム

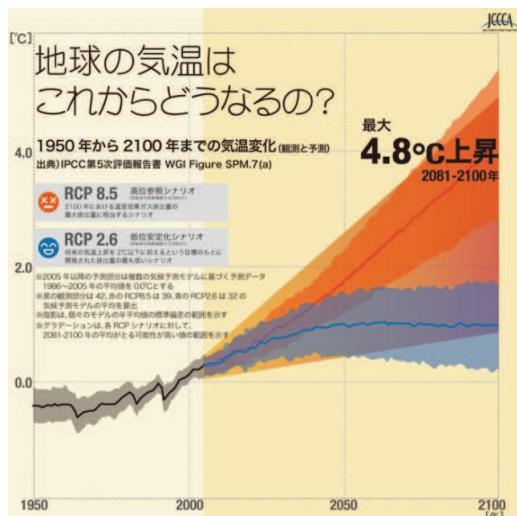


資料：全国地球温暖化防止活動推進センター「すぐ使える図表集」

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によると、1880年～2012年の期間で世界平均気温は0.85°C上昇しており、特に最近30年の各10年間の世界平均気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温となっています。また、2100年には現在と比較して0.3°C～4.8°C上昇すると予測されています。

こうした地球温暖化が続くことで、①海面上昇、沿岸での高潮被害等によるリスク、②大都市部への洪水によるリスク、③極端な気象現象によるインフラ等の機能停止リスク、④熱波による、特に都市部の脆弱な層における死亡や疾病のリスク、⑤気温上昇、干ばつ等による食料安全保障が脅かされるリスク、⑥水資源不足と農業生産減少による農村部の生計及び所得損失のリスク、⑦沿岸海域における生計に重要な海洋生態系の損失のリスク、⑧陸域及び内水生態系がもたらすサービスの損失リスクが挙げられます。

■ 1950年～2100年までの気温変化



■ 気候変動による将来の主要なリスク

1 海面上昇 高潮 (沿岸、島嶼)	2 洪水 豪雨 (大都市)	3 インフラ 機能停止 (電気供給、医療などのサービス)
4 熱中症 (死亡、健康被害)	5 食糧不足 (食糧安全保障)	6 海洋生態系 損失 (飲料水、灌漑用水の不足)
7 水不足 (飲料水、灌漑用水の不足)	8 陸上生態系 損失 (陸域及び内水の生態系損失)	

資料：全国地球温暖化防止活動推進センター「すぐ使える図表集」

1-2 計画の目的・位置づけ

地球温暖化をめぐっては、平成27年11月、フランス・パリにおいて国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書の第2約束期間以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」が採択されました。このパリ協定は、京都議定書と同様に法的拘束力を持つ強い協定として合意され、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどが示されています。

また、国においては、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、2030年度における温室効果ガス排出量の排出抑制に関する目標やその実現のための取組が示されました。

こうした国内外の動向を踏まえ、西尾市において、自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制を推進するため、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定することとしました。なお、策定にあたっては、取組や進捗管理をより効果的・効率的に推進するために、第2次計画と統合して策定することとします。

1-3 対象とする温室効果ガス

第2次計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定されている温室効果ガスと同様に、下表のとおりとします。

なお、パーフルオロカーボン及び三フッ化窒素については、排出源となるガス製造、液晶製造、半導体製造の大規模な工場が市内に存在しないことから、現時点では算定等を行いませんが、排出状況については注視を行う必要があります。

■対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	地球温暖化係数	性質	用途・排出源
CO ₂ 二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など
CH ₄ メタン	25	天然ガスの成分で、常温で気体。よく燃える	稻作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
N ₂ O 一酸化二窒素	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物等のような害はない	燃料の燃焼、工業プロセスなど
HFC _s ハイドロフルオロカーボン類	1,430 など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、建物の断熱材など
PFC _s パーフルオロカーボン類	7,390 など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス	半導体の製造プロセスなど
SF ₆ 六ふつ化硫黄	22,800	硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス	電気の絶縁体など
NF ₃ 三ふつ化窒素	17,200	窒素とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス	半導体の製造プロセスなど

第2節 温室効果ガス排出量の現状

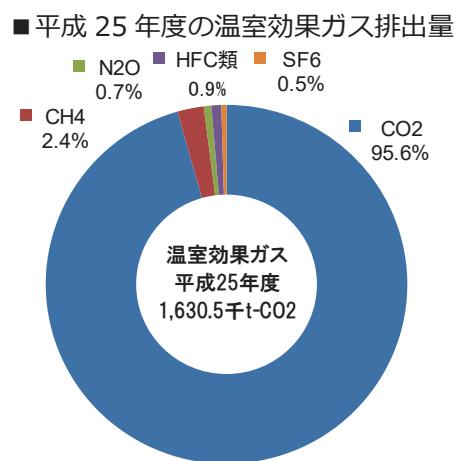
2-1 温室効果ガス排出量の推移

西尾市における平成25年度の温室効果ガス排出量は1,630.5千t-CO₂であり、平成2年度の排出量と比べて約1.9%、最も排出量の多かった平成19年度の排出量と比べて約23.4%減少しています。

温室効果ガス排出量のうち、95.6%を二酸化炭素が占めています。

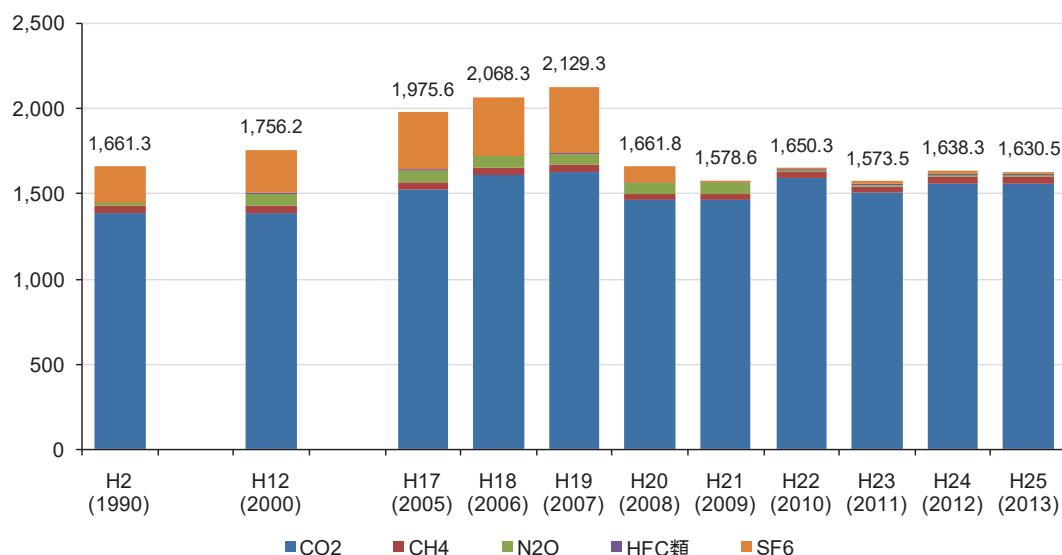
二酸化炭素以外のガスでは、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄が排出されています。メタンと一酸化二窒素の排出量は、ほぼ横ばいで推移していますが、ハイドロフルオロカーボン類と六ふつ化硫黄は変動がみられます。

これらの増減は、大規模事業所（工場等）でのガスの使用の増減によるものです。



■ 温室効果ガス排出量の推移

[千t-CO₂]



■ 温室効果ガス排出量の推移

[千t-CO₂]

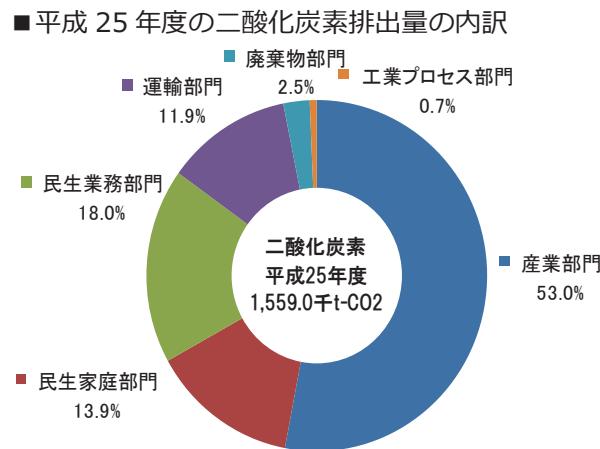
	H2 (1990)	H12 (2000)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
CO ₂	1,386.5	1,386.4	1,524.5	1,607.2	1,626.1	1,461.6	1,460.7	1,589.9	1,503.4	1,562.3	1,559.0
CH ₄	47.2	45.3	44.7	45.6	40.6	39.4	40.3	38.8	38.5	38.5	38.6
N ₂ O	9.7	70.3	70.7	69.6	68.1	66.5	62.7	11.2	11.1	11.1	11.1
HFC類	2.0	2.6	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	7.6	10.1	14.3
SF ₆	215.9	251.6	332.9	343.1	391.5	91.4	12.0	7.5	12.9	16.3	7.5
合計	1,661.3	1,756.2	1,975.6	2,068.3	2,129.3	1,661.8	1,578.6	1,650.3	1,573.5	1,638.3	1,630.5

※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

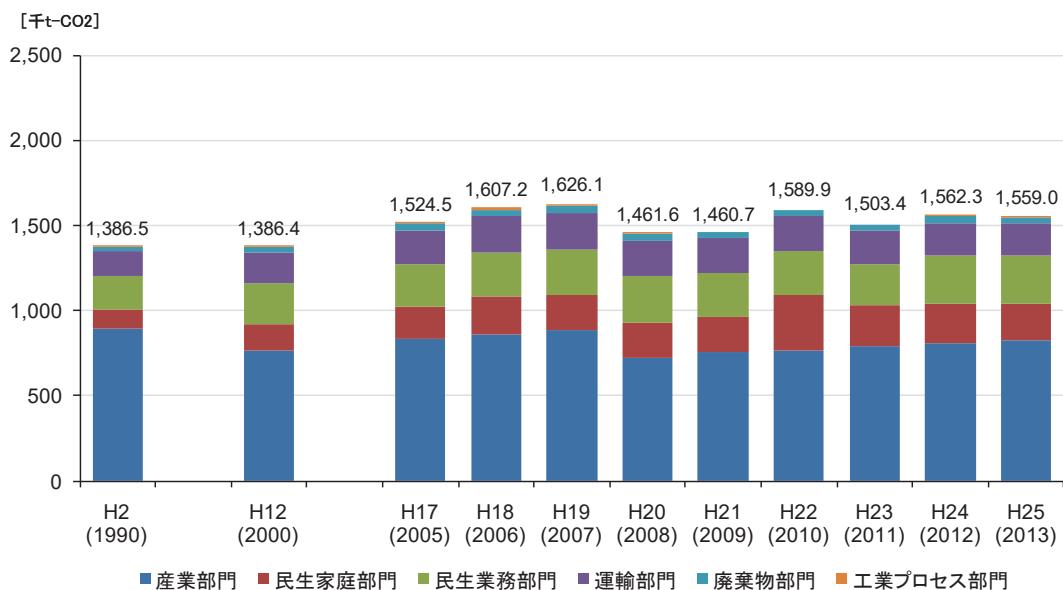
2-2 二酸化炭素排出量の推移

西尾市の平成25年度の二酸化炭素排出量の内訳をみると、産業部門が53.0%、民生家庭部門が13.9%、民生業務部門が18.0%、運輸部門が11.9%、廃棄物部門が2.5%、工業プロセス部門が0.7%となっています。

二酸化炭素の部門別排出量の推移をみると、平成2年度と比べて、産業部門で64.6千t-CO₂減(7.3%減)、民生家庭部門で105.0千t-CO₂増(93.5%増)、民生業務部門で79.8千t-CO₂増(39.8%増)、運輸部門で43.8千t-CO₂増(30.8%増)、廃棄物部門で6.8千t-CO₂増(21.2%増)、工業プロセス部門で1.7千t-CO₂増(19.5%増)となっています。



■部門別二酸化炭素排出量の推移



■部門別二酸化炭素排出量の推移

	H2 (1990)	H12 (2000)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
産業部門	890.9	767.5	832.5	861.5	882.6	723.4	754.9	764.4	789.5	806.3	826.3
民生家庭部門	112.3	152.2	194.0	224.9	206.0	205.1	206.4	329.9	243.7	232.0	217.3
民生業務部門	200.6	236.8	243.8	257.9	272.7	273.9	258.2	259.0	238.7	285.0	280.4
運輸部門	142.0	184.4	200.6	211.0	213.1	210.3	204.9	198.8	194.3	190.9	185.8
廃棄物部門	32.1	35.3	40.1	38.1	39.3	36.9	36.3	37.8	37.2	38.1	38.9
工業プロセス部門	8.7	10.1	13.4	13.8	12.4	12.1	0.0	0.0	0.0	10.1	10.4
合計	1,386.5	1,386.4	1,524.5	1,607.2	1,626.1	1,461.6	1,460.7	1,589.9	1,503.4	1,562.3	1,559.0

※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

第3節 温室効果ガス排出量の削減目標

3-1 現状趨勢ケースによる将来推計

2013年度（平成25年度）を基準年として、基準年の温室効果ガス排出量、推計に使用する変数の傾向や他の報告書等の将来予測値等から、第2次計画の目標年次である2026年度（平成38年度）及び国の「地球温暖化対策計画」で削減目標が設定されている2030年度（平成42年度）の温室効果ガス排出量を推計しています。

■現状趨勢ケースによる温室効果ガス排出量の将来推計結果

[千t-CO₂]

	現状値	将来推計値			
		2026年度		2030年度	
		排出量	基準年比	排出量	基準年比
CO ₂	1,559.0	1,789.0	229.9	1,861.6	302.5
CH ₄	38.6	38.5	0.0	38.5	0.0
N ₂ O	11.1	11.2	0.1	11.0	▲0.1
HFC類	14.3	14.3	0.0	14.3	0.0
SF ₆	7.5	7.5	0.0	7.5	0.0
合計	1,630.5	1,860.5	230.0	1,932.9	302.4

※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

■将来推計にあたっての排出量・変数の設定の考え方

部門・指標	設定の考え方
電力の排出係数	・0.513kg-CO ₂ /kWhで一定と仮定する
人口・世帯数	・西尾市の人口ビジョンをもとに、2026年165,200人、2030年165,000人 ・世帯あたり人員数が2013年の値で一定と考え、将来人口を割り戻して推計、 2026年56,575世帯、2030年56,507世帯
産業部門	・農林水産業と建設業のCO ₂ 排出量は2011年～2013年のエネルギー起源CO ₂ 排出量推計値と年次との回帰式により推計
民生家庭部門	・世帯あたりのエネルギー消費量が2013年の値で一定とし、世帯数の将来推計値と各種排出係数を乗じて推計
民生業務部門	・業務床面積当たりのエネルギー消費量が2013年の値で一定として、長期需給エネルギー見通しの国の業務床面積の増加率を西尾市に採用して推計
運輸部門	・人口1人あたりの各種自動車保有台数が2013年の値で一定として、将来人口を乗じて推計。燃料種別の構成比や1台あたりの走行距離は一定
廃棄物部門	・一般廃棄物は世帯あたりの一般廃棄物の直接焼却量が一定と仮定して、将来世帯数と各種係数等を乗じて推計 ・産業廃棄物は製造業・建設業・鉱業の排出量の変化に比例すると仮定して、2013年比の増加率を乗じて算定
工業プロセス部門	・2013年で一定
その他ガス	・自動車・廃棄物についてはCO ₂ と同じ、下水や下水汚泥は人口1人あたりの排出量が一定と考えて算定、水田面積・家畜頭数は一定（メタン・一酸化二窒素） ・2013年で一定（その他）

3-2 温室効果ガス排出量の削減目標

① 削減目標の考え方

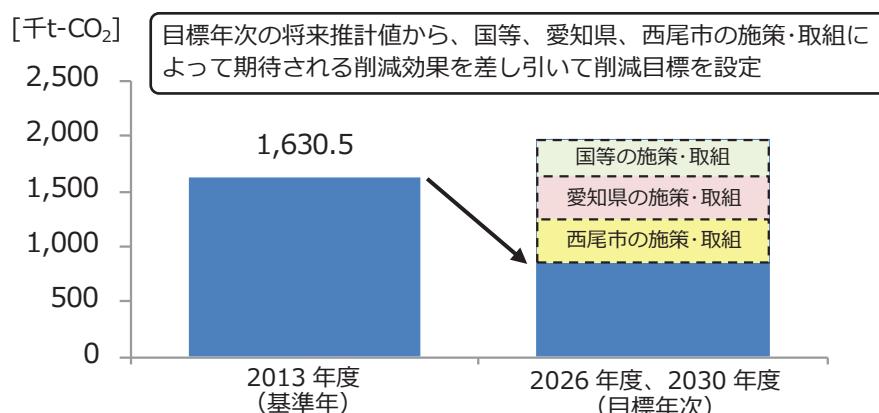
国では、平成28年5月に策定された「地球温暖化対策計画」の中で、2030年度（平成42年度）において、2013年度（平成25年度）比26.0%減の水準にすることが示されています。

西尾市においても、2013年度（平成25年度）までの温室効果ガス排出量の推計を行っていることから、基準年については国と同様に2013年度（平成25年度）に設定することとします。また、目標年次は、第2次計画の目標年次と合わせて2026年度（平成38年度）とし、2030年度（平成42年度）を併せて表記することとします。

削減目標については、国の「地球温暖化対策計画」と同値にするのではなく、国や産業界（以下「国等」という。）、愛知県の地球温暖化対策による西尾市における削減効果、西尾市における地球温暖化対策による削減効果を積上げたものをベースとした、西尾市独自の実現性のある削減目標を設定することとします。

そこで、2013年度（平成25年度）の排出量1,630.5千t-CO₂を基準として推計した2026年度（平成38年度）及び2030年度（平成42年度）の将来推計値に対して、国等、愛知県、西尾市の取組によって期待される削減効果を差し引いた数値をもとに、削減目標を設定します。

■ 削減目標の考え方（イメージ）



国等、愛知県、西尾市の施策・取組による西尾市における削減効果の推計にあたっては、排出部門別に推計を行うものとします。

施策・取組の内容は、排出源となる生産活動や生活活動をよりエネルギー効率が高い、より温室効果ガスを排出しないものに変えていく「省エネ行動」と、各活動に用いる機器等をよりエネルギー効率が高いものにしたり、機器のエネルギー効率を高くする「機器・設備の導入、普及促進」、加えて、電力消費量あたりの排出量を減らす「排出係数の見直し」の3点に分かれます。

これらの施策の方向性別に、実施主体ごとの施策・取組がどの部門の排出削減に影響すると想定されるかを示したものが、下表になります。

■施策の方向性別の関連部門の整理

削減区分		削減効果の対象となる部門		
施策の方向性	施策・取組の概要	国等の施策・取組	県の施策・取組	市の施策・取組
省エネ行動	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の高エネルギー効率化 ・廃棄物等の再利用（リサイクル・リユース） ・上記取組に関する情報提供、意識啓発 	・産業部門	・産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ・産業部門 ・民生家庭部門 ・民生業務部門 ・運輸部門 ・廃棄物部門
機器・設備の導入、普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率機器への転換 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業部門 ・民生家庭部門 ・民生業務部門 ・運輸部門 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生家庭部門 ・民生業務部門 	-
排出係数の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・電源構成の変更 ・発電機器の高効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業部門 ・民生家庭部門 ・民生業務部門 ・運輸部門 	-	-

② 国等の施策・取組による西尾市における削減効果の推計

国等の施策・取組による西尾市における削減効果は、国等の削減に向けた取組、省エネルギー機器の普及、機器のエネルギー効率の向上などによる削減効果が、全国に一律に波及すると仮定して、算出しています。

算出方法は、大きく分けて次の2つの手法に分かれます。

【手法①】

国等の施策・取組による日本全体の部門別の削減効果を、その部門の排出活動の規模を代表する指標の比率（西尾市/国）で按分する。

【手法②】

西尾市の排出量の算定に用いている指標（例：機器等の普及率、1台あたりの排出量）を、国等が目標・予測している将来の数値に置き換えた場合の変化量を算出する。

■国等の施策・取組による西尾市の削減効果の推計

部門等	削減区分		削減効果推計の考え方	削減効果 [千t-CO ₂]	
	施策の方向性	具体的な取組		2026年度	2030年度
産業部門	省エネ行動	・生産効率の向上 ・廃棄物・廃材等の利用 ・省エネ技術、工法・設備や管理ノウハウの業界間での伝達	【手法①】各業種の業界団体の取組による削減効果 ^{1),2)} を各業種の国と西尾市との製造品出荷額比率で按分	78.9	102.5
	機器・設備の導入	・高効率機器の導入 ・自家発電設備の効率改善 ・革新的技術の開発・導入 ・FEMS の導入			
民生家庭部門	機器・設備の普及促進	・省エネ住宅の普及促進 ・高エネルギー効率機器の普及促進 ・機器の省エネ性能向上(トップランナー等) ・HEMS・スマートメーターの普及促進	【手法①】技術の普及・機器の性能向上による国全体の削減効果 ²⁾ を国と西尾市との世帯数比率で按分	32.7	40.9
民生業務部門	機器・設備の普及促進	・建築物の省エネ化促進 ・高エネルギー効率機器の普及促進 ・機器の省エネ性能向上(トップランナー等) ・BEMS・省エネ診断の普及促進	【手法①】技術の普及・機器の性能向上による国全体の削減効果 ²⁾ を国と西尾市との業務建物延床面積比率で按分	41.0	51.8
運輸部門	エコカーの普及促進	・次世代自動車の普及促進	【手法②】市内における自動車保有台数の16%がEV、PHVになる ³⁾ と想定し削減効果を算出	9.7	9.6
排出係数	排出係数の見直し	・発電施設の発電効率基準の設定(省エネ法) ・小売電力事業者の電構成の水準設定	【手法②】2030年の排出係数が0.37kg-CO ₂ /kW ²⁾ となったときの、西尾市の産業、民生家庭、民生業務、運輸部門の削減効果の合計値を算出	192.2	260.0
合計		-		354.5	464.9

※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

1) 2030年に向けた経団連低炭素社会実行計画(フェーズⅡ)-経済界のさらなる挑戦-(経団連、2016年)

2) 地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠(環境省、2016年)

3) EV・PHV ロードマップ検討会 報告書(EV・PHV ロードマップ検討会、2016年)

③ 愛知県の施策・取組による西尾市における削減効果の推計

愛知県の排出量削減に向けた施策・取組は、国等の取組に加えて、さらに高効率機器等の導入や企業の努力を促進するための施策が行われ、その効果が県全体に波及すると想定します。

「あいち地球温暖化防止戦略 2020」で示されている国の施策・取組による愛知県への削減効果と、愛知県の施策・取組による県への削減効果の比率をもとに、2020年（平成32年）以降も国の施策による削減効果に対する愛知県の施策・取組による削減効果が2020年（平成32年）と同程度であると仮定して、愛知県の施策・取組による西尾市の削減効果を算定します。

■ 愛知県の施策・取組による削減効果の推計

部門等	削減区分		削減効果推計の考え方	削減効果 [千t-CO ₂]	
	施策の方向性	具体的な取組		2026年度	2030年度
産業部門	省エネ行動	・県条例の報告書制度による事業者努力の啓発	国等の施策・取組により削減された排出量から、さらに1% ¹⁾ 削減すると仮定	9.7	10.1
民生家庭部門	機器・設備の普及促進	・省エネ住宅の普及促進 ・高エネルギー効率機器の普及促進 ・HEMS・スマートメーターの普及促進	国等の施策・取組による削減効果の42% ¹⁾ 程度が、県の施策・取組により追加で削減されると仮定	13.7	17.1
民生業務部門	機器・設備の普及促進	・建築物の省エネ化促進 ・高エネルギー効率機器の普及促進 ・BEMS・省エネ診断の普及促進	国等の施策・取組による削減効果の81% ¹⁾ 程度が、県の施策・取組により追加で削減されると仮定	33.3	42.0
合計		-		56.6	69.2

※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

1) 取組の内容や削減効果の国・県施策比率はあいち地球温暖化防止戦略 2020（愛知県、2012年）による

④ 西尾市の施策・取組による削減効果の推計

西尾市の施策・取組では、国等や愛知県の施策で想定した機器・設備の導入、普及促進ではなく、行政・市民・事業者の排出削減に向けた生活や事業活動の改善により排出削減を図っていくものとしています。

■西尾市の施策・取組による削減効果の推計

部門等	削減区分		削減効果推計の考え方	削減効果 [千t-CO ₂]	
	施策の方向性	具体的な取組		2026年度	2030年度
産業部門	省エネ行動	・事業所への省エネ行動の情報提供、意識啓発	愛知県の排出削減効果の10%程度を追加で削減できると仮定	1.0	1.0
民生家庭部門	省エネ行動	・市民への省エネや節電に対する情報提供、意識啓発	徹底した省エネや節電の取組が市の全世帯で行われると仮定して、1日1世帯あたりの削減量531g-CO ₂ ¹⁾ に世帯数と年間日数を乗じて算出	25.6	32.0
民生業務部門	省エネ行動	・事業所への省エネや節電に対する情報提供、意識啓発	徹底した省エネや節電の取組が市の事業所で行われ、排出量が5% ¹⁾ 削減されると仮定し、算出	15.0	15.0
運輸部門	エコドライブの実践	・事業所、市民へのエコドライブに関する情報提供、意識啓発	自動車1台あたりの排出量が7.6%減少 ¹⁾ すると仮定して、削減効果を算出	CO ₂ 13.0 その他 0.7	CO ₂ 13.0 その他 0.7
	自動車利用の削減	・事業所、市民への賢い交通手段の使い方に関する情報提供、意識啓発	自動車の利用が月1~2日程度(年間5%程度)減少すると仮定して、削減効果を算出	CO ₂ 8.5 その他 0.4	CO ₂ 8.5 その他 0.4
廃棄物部門	一般廃棄物焼却量の削減	・ごみの排出量の削減に向けた市民・事業者への意識啓発 ・リサイクルの推進	ごみの総排出量が11.4%減少 ²⁾ すると仮定して、焼却による排出量も11.4%削減されるとして算出	2.7	2.7
合計		-		66.8	73.2

※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

1) 産業部門、民生業務部門、運輸部門等における二酸化炭素排出抑制モデル策定事業（全国地球温暖化防止活動推進センター）

2) 西尾市一般廃棄物処理基本計画（西尾市、2017年（案））

⑤ 目標年次における削減目標

2026年度（平成38年度）の温室効果ガス排出量の目標値は、2026年度（平成38年度）の現状趨勢の将来推計値1,860.5千t-CO₂に対して、477.9千t-CO₂削減した1,382.6千t-CO₂（2013年度（平成25年度）比15.2%減）とします。

なお、2030年度（平成42年度）は、2030年度（平成42年度）の現状趨勢の将来推計値1,932.9千t-CO₂に対して、607.4千t-CO₂削減した1,325.5千t-CO₂（2013年度（平成25年度）比18.7%減）とします。

■基準年度と目標年次の温室効果ガス排出量の比較（2026年度）

[千t-CO₂]

	2013年度 排出量	2026年度						基準年比	
		将来 推計値	削減効果				推計値－ 削減効果	削減量	削減率 [%]
			国	愛知県	西尾市	計			
産業	826.3	1,046.8	▲78.9	▲9.7	▲1.0	▲89.6	957.2	130.9	15.8
民生家庭	217.3	209.8	▲32.7	▲13.7	▲25.6	▲71.9	137.9	▲79.4	▲36.5
民生業務	280.4	295.3	▲41.0	▲33.3	▲15.0	▲89.2	206.1	▲74.3	▲26.5
運輸	185.8	184.8	▲9.7	－	▲21.5	▲31.1	153.6	▲32.2	▲17.3
廃棄物	38.9	42.0	－	－	▲2.7	▲2.7	39.2	0.4	0.9
工業プロ	10.4	10.4	－	－	－	－	10.4	0.0	0.0
その他	71.4	71.5	－	－	▲1.1	▲1.1	70.4	▲1.0	▲1.4
排出係数	－	－	▲192.2	－	－	▲192.2	▲192.2	▲192.2	－
合計	1,630.5	1,860.5	▲354.5	▲56.6	▲66.8	▲477.9	1,382.6	▲247.8	▲15.2

※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

■基準年度と目標年次の温室効果ガス排出量の比較（2030年度）

[千t-CO₂]

	2013年度 排出量	2030年度						基準年比	
		将来 推計値	削減効果				推計値－ 削減効果	削減量	削減率 [%]
			国	愛知県	西尾市	計			
産業	826.3	1,114.4	▲102.5	▲10.1	▲1.0	▲113.6	1,000.8	174.5	21.1
民生家庭	217.3	209.6	▲40.9	▲17.1	▲32.0	▲90.0	119.6	▲97.7	▲45.0
民生業務	280.4	299.5	▲51.8	▲42.0	▲15.0	▲108.8	190.7	▲89.7	▲32.0
運輸	185.8	184.6	▲9.6	－	▲21.5	▲31.1	153.5	▲32.3	▲17.4
廃棄物	38.9	43.2	－	－	▲2.7	▲2.7	40.4	1.6	4.0
工業プロ	10.4	10.4	－	－	－	－	10.4	0.0	0.0
その他	71.4	71.3	－	－	▲1.1	▲1.1	70.2	▲1.2	▲1.7
排出係数	－	－	▲260.0	－	－	▲260.0	▲260.0	▲260.0	－
合計	1,630.5	1,932.9	▲464.9	▲69.2	▲73.2	▲607.4	1,325.5	▲305.0	▲18.7

※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

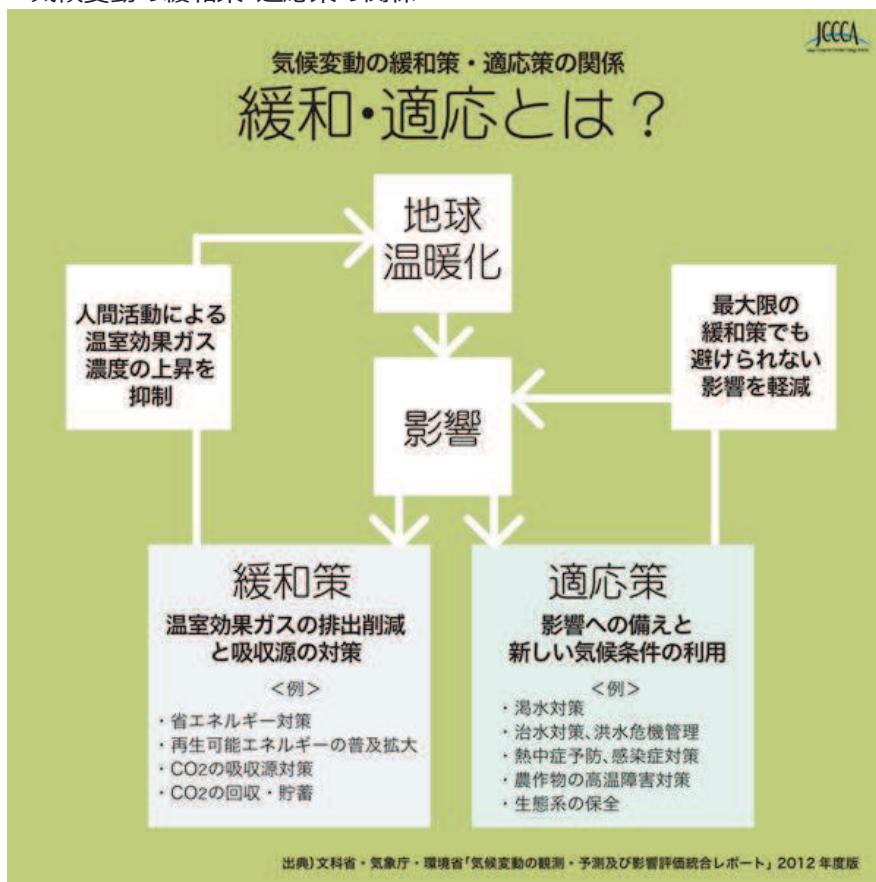
第4節 地球温暖化に関する緩和・適応計画

地球温暖化への対策は、「緩和策」と「適応策」に分けられます。

「緩和策」は、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出量の削減や、ヒートアイランド現象の抑制、省エネルギーなど、低炭素社会に向けた取組を進めることで、地球温暖化の進行を抑制しようという取組です。一方、「適応策」は、地球温暖化による気候変動がもたらす悪影響への備えや被害を軽減するための取組、新しい気候条件を利用する取組などをいいます。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書において、今後どのような温室効果ガス排出の緩和策がとられたとしても気温が上昇すると予測されており、実施する緩和策の規模に関わらず、予測される気候変動による悪影響を軽減するための適応策が必要であるとされています。このように、気候変動への対応は、緩和策と適応策を車の両輪としてともに推進していく必要があるとしています。

■気候変動の緩和策・適応策の関係



資料：全国地球温暖化防止活動推進センター「すぐ使える図表集」

4-1 緩和に関する対策・施策（緩和策）

緩和策については、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に、地球温暖化対策実行計画において「再生可能エネルギーの利用促進」「区域の事業者・住民の活動促進」「地域環境の整備及び改善」「循環型社会の形成」に関する施策を定めるものとしています。

第2次計画では、上記4項目に関する施策を第3章に示しており、ここでは、各項目に該当する施策を以下のとおり整理します。

再生可能エネルギーの利用促進

⇒3-2 再生可能エネルギーの利用促進

【施策の方向性】

固定価格買取制度（FIT）による西尾市における太陽光発電設備の導入容量は、平成28年4月現在で74,300kWです。新エネルギーの賦存量・可採量調査では、市内の戸建て住宅の50%と公共施設の全てに太陽光発電設備を設置した場合の導入容量として98,295kWを想定しており、その他にも事業所や工場、空き地などへの設置も考えられ、まだまだ導入の可能性があります。

その他、地域における再生可能エネルギーの導入と活用検討を図ります。

【市が推進する取組】

- ① 家庭・事業所における再生可能エネルギーの導入
- ② 地域における再生可能エネルギーの導入

区域の事業者・住民の活動促進

⇒3-1 環境にやさしいライフスタイルの実現

【施策の方向性】

環境にやさしいライフスタイルの実現に向けて、家庭や工場・オフィス、そして、公共施設における省エネルギー行動の推進を図ります。

また、自動車依存度が高い地域性を考慮し、環境への負荷の少ない次世代自動車等の普及促進を図るとともに、エコドライブの普及啓発を図ります。さらに、公共交通や自転車などを賢く使い分けるエコモビリティライフを推進します。

【市が推進する取組】

- ① 省エネルギー行動の推進
- ② 環境にやさしい交通利用の推進

地域環境の整備及び改善

⇒4-1 環境に配慮した都市基盤の整備

【施策の方向性】

土地の適正利用の推進に向けては、良好な生活環境の確保に向けた都市基盤の整備を進めるとともに、防災拠点の整備や避難場所への誘導など、防災・減災機能の向上に資する整備を行います。

建築物の整備にあたっては、周辺環境への影響を考慮するとともに、リサイクル材料の使用や太陽光発電設備の導入などの環境配慮を行います。

また、交通結節点の機能強化や公共交通空白地の解消などに取り組みます。

【市が推進する取組】

- ① 土地の適正利用の推進
- ② 環境に配慮した建築物等の整備推進
- ③ 環境負荷の少ない都市整備

循環型社会の形成

⇒2-1 4R（リユース、リデュース、リユース、リサイクル）の推進

【施策の方向性】

質にも着目した循環型社会の形成に向けて、比較的取組が進んでいるリサイクルよりも優先順位が高い、リフェーズ・リデュース・リユースを促進するために必要なごみの分別・減量の徹底に向けて取組を推進します。

4Rに対する市民意識の向上を図るとともに、リサイクルについては、従前の空き缶、空きびん、古紙などに加えて、農業集落排水の発生汚泥、樹木等の剪定枝、使用済み食用油、図書館の書籍・雑誌などのリサイクルを推進します。

【市が推進する取組】

- ① リフェーズ・リデュース・リユースの推進
- ② リサイクルの推進
- ③ ごみ分別・減量の徹底

4-2 適応に関する対策・施策（適応策）

適応策に関しては、国が平成27年11月に、気候変動による様々な影響に対して、政府全体として整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するために「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しています。計画では、気候変動の影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指すべき社会の姿として位置づけています。また、その実現に向けて、①農業・林業・水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害・沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦国民生活・都市生活の7分野について、施策の基本的方向性を示しています。

「気候変動の影響への適応計画」の概要は以下のとおりです。

「気候変動の影響への適応計画」の概要

【目指すべき社会の姿】

気候変動の影響への適応策の推進により、気候変動の影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会を構築する。

【計画の対象期間】

21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後概ね10年間における基本的方向を示す。

【基本戦略】

- ① 強靭性の構築、不確実性の考慮、相乗効果の発揮及び技術の開発・普及を通じて政府の関係施策に適応を組み込み、現在及び将来の気候変動の影響に対処する。
- ② 観測・監視、及び予測・評価の継続的実施、並びに調査・研究の推進によって、継続的に科学的知見の充実を図る。
- ③ 気候リスク情報等の体系化と共有等を通じた各主体の理解と協力の促進を図る。
- ④ 地方公共団体における気候変動影響評価や適応計画策定、普及啓発等への協力などを通じ、地域における適応の取組を促進する。
- ⑤ 開発途上国に対する適応計画策定・対策実施支援、防災支援、人材育成、及びわが国の科学技術の活用を通じ、適応分野の国際協力・貢献を一層推進する。

【施策分野】

- | | | |
|-------------|-----------|-----------|
| ① 農業・林業・水産業 | ② 水環境・水資源 | ③ 自然生態系 |
| ④ 自然災害・沿岸域 | ⑤ 健康 | ⑥ 産業・経済活動 |
| ⑦ 国民生活・都市生活 | | |

【基本的な進め方】

- 観測・監視や予測を行い、気候変動影響評価を実施し、その結果を踏まえ適応策の検討・実施を行い、進捗状況を把握し、必要に応じ見直す。このサイクルを繰り返し行う。
- 概ね5年程度を目途に気候変動影響評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行う。

国の「気候変動の影響への適応計画」を踏まえ、施策分野毎に西尾市で確認されている気候変動の影響と適応策の基本的方向・主な取組内容を示します。なお、今後も継続して気候変動の影響の観測・把握に努めるとともに、適応策の拡充を図ります。

農業・林業・水産業

【気候変動の影響】

- 水稲では、高温による白未熟粒の発生等の品質の低下がみられ、一等米比率の低下に繋がっています。
- 花きでは、高温による開花期の前進・遅延、奇形花、短茎花、茎の軟弱化等の生育不良がみられ、品質低下や収量減に繋がっています。
- 畜産では、高温による家畜の疾病、へい死が増加しており、生産性の低下が認められます。
- 沿岸漁業では、高水温化による苦潮の発生で、二枚貝のへい死が認められます。
- 内水面養殖業では、矢作川表流水を利用しているため、異常渴水による品質低下が懸念されます。

【適応策の基本的方向・主な取組内容】

基本的方向・主な取組内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲栽培では、試験栽培を実施している高温耐性品種について、本格導入に至った際には、当該品種の導入を推進します。 ・ 花き栽培では、遮光資材や循環扇、ヒートポンプを利用した低コスト夜間冷房技術等の導入を推進します。 ・ 畜産では、暑熱対策を推進し、適切な飼養管理を行えるよう周知します。 ・ 海面養殖業では、国や県と協力して二枚貝のモニタリング等を行い、気候変動の影響に関する情報収集を行います。 ・ 内水面養殖業では、養鰻水道の敷設替を行い、矢作川表流水の安定供給及び品質の向上を推進します。 	農林水産課

水環境・水資源**【気候変動の影響】**

- 河川等では、溶存酸素量の低下による魚類の斃死が見られます。また、三河湾では、赤潮の発生が確認されています。赤潮は、海苔養殖漁場の栄養塩枯渇をもたらし、海苔の色落ち等の被害の発生が懸念されます。
- 無降水日の増加により、渇水被害の発生が懸念されます。

【適応策の基本的方向・主な取組内容】

基本的方向・主な取組内容	担当課
・河川や海域の水環境の保全に向け、高度処理型合併処理浄化槽への転換補助を実施します。	環境保全課 下水道管理課
・他自治体との広域連携により、生活排水対策に係る啓発等を実施し、三河湾の保全に努めます。	環境保全課
・下水道への接続に伴い不要になった浄化槽の雨水貯留タンクへの転用や、新たに雨水貯留施設を設置する市民に対する補助を行い、雨水の流出抑制、地下水のかん養、雨水の利用などを図り、自然環境の保全と回復に寄与します。	下水道管理課

自然生態系**【気候変動の影響】**

- 自然生態系では、外来種の侵入によって地域の生態系が変化してきています。
- 熱帯地方に生息するセアカコケグモの発見情報が増加しています。
- 里山ではナラ枯れが目立つようになりました。
- 南方系魚類の水揚げが報告されています。

【適応策の基本的方向・主な取組内容】

基本的方向・主な取組内容	担当課
・オオキンケイギク、ミシシッピアカミミガメ等の外来種を駆除するイベントを開催するなど、生態系について学びます。	環境保全課
・セアカコケグモの発見情報を市HP等で周知し、注意喚起に努めます。	
・里山保全活動として、健全な里山環境に近づけるよう、竹の伐採などの活動を行います。	環境保全課 農林水産課

自然災害・沿岸域**【気候変動の影響】**

- 台風や大雨等により、市内各地で毎年のように冠水、浸水被害が発生しています。
- 三河湾の沿岸域に位置する本市では、南海トラフ巨大地震により深刻な被害が想定されています。

【適応策の基本的方向・主な取組内容】

基本的方向・主な取組内容	担当課
・耐震対策や長寿命化対策など、公共下水道や農業集落排水の適切な維持管理を図ります。	下水道整備課 下水道管理課
・下水道 BCP（業務継続計画）に基づく初動対応訓練を実施します。	
・公共下水道に係る分流式の雨水排水整備計画を策定し、浸水対策に取り組みます。	
・集中豪雨などの被害を防ぐため、国・県と連携して河川の整備を推進します。	河川港湾課
・集中豪雨などによる浸水被害を防ぐため、排水機場の適切な維持管理を行うとともに、機能強化に取り組みます。	土木課

健康**【気候変動の影響】**

- 年々、熱中症が原因と思われる体調不良を訴える児童・生徒、高齢者が増加しています。
- 屋内スポーツでは、近年は5月初旬から10月下旬まで冷房が必要なほど気温が上昇しています。また、屋外スポーツでは、10月上旬に熱中症と思われる救急搬送が報告されています。
- 気温の上昇は、高齢者や子どもの身体に与える負担が大きく、熱中症になる可能性が高くなります。
- 国や愛知県などから熱中症やデング熱等の情報提供が増加しています。

【適応策の基本的方向・主な取組内容】

基本的方向・主な取組内容	担当課
・熱中症対策について、乳幼児健診受診者に対して、厚生労働省作成のリーフレットを配布しています。	健康課
・保健センターでは、ポスターを掲示し、熱中症予防の周知を図っています。	
・保育園・幼稚園等の施設においても、熱中症事故防止についての注意喚起や情報提供を行っていきます。	子ども課
・扇風機については、小学校の普通教室・特別教室及び中学校の普通教室には設置済みとなっています。中学校の特別教室についても順次設置を検討していきます。	教育庶務課
・エアコンについては、小・中学校の保健室には設置済みとなっています。図書室には一部の学校で設置済みであり、平成31年度までの全校設置を目指します。	
・熱中症対策として、小・中学校体育館用の大型扇風機を配置しています。	学校教育課
・スポーツする際には、屋内・屋外ともに、熱中症事故の防止について利用者に注意喚起を行っていきます。	スポーツ課
・体育館で冷房設備のある施設は、室温によって適切に冷房使用を促すようにしています。	
・高齢者が集う施設では、省エネルギーに配慮しながら、適正な温度を保つように努めます。	長寿課
・環境学習講座開催時において、水分補給等により熱中症予防を注意喚起しています。	環境保全課
・蚊の駆除を目的として、町内会単位で噴霧機を貸し出しています。	ごみ減量課

産業・経済活動

【気候変動の影響】

- 近年、潮干狩り場におけるアサリの生育が悪く、潮干狩りを中止している会場があります。
- 冷房機器の運転時間・期間が長くなっています。
- 大雨などによる公共交通網の遮断等により、旅行者等への影響が懸念されます。

【適応策の基本的方向・主な取組内容】

基本的方向・主な取組内容	担当課
・吉良温泉観光組合、吉良温泉旅館組合と災害時における応急対策に関する協定を締結しており、帰宅困難者や宿泊客の応急救護について定めています。	危機管理課
・国際交流センターと連携し、外国人に対する啓発、避難所等における多言語スピーカーの活用、多言語による災害時の避難情報の発信等を検討します。	

国民生活・都市生活

【気候変動の影響】

- 近年、花の開花時期にずれが生じるなど、自然生態系への影響が見られます。
- 真夏日や熱帯夜が多くなってきています。

【適応策の基本的方向・主な取組内容】

基本的方向・主な取組内容	担当課
・自然観察会を開催し、草花の解説、観測を実施していきます。	環境保全課
・みどりのカーテンによる室内の温度調整を呼びかけます。	
・空き地や耕作放棄地による雑草の繁殖を最小限に留めます。	環境保全課 農林水産課
・公共交通を利用した通勤の支援を実施します。	地域支援協働課

第5章 重点プロジェクト

- 第1節 重点プロジェクトの設定にあたって
- 第2節 環境目標別重点プロジェクト

第1節 重点プロジェクトの設定にあたって

1-1 第1次計画の市民チャレンジプラン

第1次計画では、市民一人ひとりが西尾市の環境を守り、育てる当事者としての意識を高め、日々の暮らしの中で身近な環境保全に主体的に取り組んでもらうため、新たな契機や市民全体への波及効果を発揮しうる施策・事業を「市民チャレンジプラン」として位置づけて推進してきました。

市民チャレンジプラン①

自然の魅力体感プロジェクト

市民チャレンジプラン②

自然にやさしい農・漁・食プロジェクト

市民チャレンジプラン③

クリーンアッププロジェクト

市民チャレンジプラン④

ごみ減量プロジェクト

市民チャレンジプラン⑤

低炭素な暮らしづくりプロジェクト

市民チャレンジプラン⑥

エコ生活応援プロジェクト

こうした「市民チャレンジプラン」の推進により、多くの市民が環境イベントに参加するなど、市民の環境に対する意識や行動の変化に繋がっており、大きな成果を上げています。

「市民チャレンジプラン」の推進にあたっては、基本的に市は裏方に徹し、連携・協働によって市民が動きやすい環境づくりに努めてきました。しかし、環境を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、市が率先して環境行政や市民を牽引していく姿勢の重要性も高まっています。



1-2 重点プロジェクトのテーマ設定

第1次計画の市民チャレンジプランの推進を踏まえ、第2次計画においては、多岐にわたる環境の分野を包括する環境基本計画において、計画期間中に重点的に取り組む重点プロジェクトを設定することにより、メリハリのある環境基本計画を目指します。また、重点プロジェクトの中に、行政が率先して取り組むことで市民・事業者の意識の変革や率先的な行動を促す「行政リーディングプラン」と、第1次計画に引き続き、市民・事業者が、環境を守り育てる当事者としての意識を持ち、日々の暮らしの中で身近な環境保全に主体的に取り組む「市民チャレンジプラン」を設定することとします。

なお、重点プロジェクトの設定にあたっては、西尾市の環境の現状や課題、市民・事業者の環境に対する意識、環境保全活動を行う団体の意向等を踏まえ、環境目標を構成する自然共生、資源循環、低炭素、安全安心・快適、連携協働・人づくりの各分野についてテーマを設定し、テーマに基づく「行政リーディングプラン」、「市民チャレンジプラン」を設定することとします。

自然共生

“自然のつながり体感” プロジェクト

資源循環

“ごみの分別・減量推進” プロジェクト

低炭素

“エコスタイル普及” プロジェクト

安全安心・快適

“公園・緑地魅力アップ” プロジェクト

連携協働・人づくり

“環境教育推進” プロジェクト

第2節 環境目標別重点プロジェクト

2-1 自然共生 “自然のつながり体感” プロジェクト

【ねらい・目的】

三河湾は、湾奥部に発達した河川と狭い湾口という地理的条件により、多様で豊かな生態系を形成し、人々の暮らしを支え、人々もまた生活の場としてこの里海を守ってきました。

しかし、近年では経済発展等により、干潟や藻場の減少、貧酸素水塊の発生、海岸漂着ごみなど、様々な問題が里海の環境を脅かしています。

こうした問題を解決し、里海の環境を保全していくためには、三河湾、三河湾に流れ込む河川、河川の源流域の森林など、自然とのつながりを踏まえた環境保全の推進が重要であり、こうしたつながりを市民一人ひとりが意識できるよう、“自然のつながり体感” プロジェクトを設定します。

行政リーディングプラン

【広域的な視点による生物多様性の保全と持続可能な利用の推進】

西尾市を含む西三河南部地域における生態系ネットワークの形成等を目的とした「西三河南部生態系ネットワーク協議会」において、碧南市や高浜市、大学等学術機関、NPO や企業等と連携し、干潟の保全と認知度向上プロジェクト、矢作川・矢作古川を軸とした自然のつながりプロジェクトといった生態系ネットワークの形成に向けた取組を推進します。

【上下流域交流の推進】

矢作川の流域自治体等と連携し、環境イベント等で流域自治体の農産物や特産品等を紹介・販売する物産展を開催するなど、自然のつながりの PR に努めます。

市民チャレンジプラン

【自然のつながり・魅力体感イベントの開催】

多くの人々に自然のつながりや魅力を体感してもらうため、市民活動団体や地元漁業協同組合等と連携し、三河湾の干潟や佐久島、矢作川や矢作川流域の森林・里山での清掃活動、植樹・間伐等の維持管理活動、水質調査の体験等の環境学習に関するイベントや見学会、ツアーや企画開催します。

【西尾生きものマップの作成】

三河湾や矢作川といった豊かな自然や市内に生息・生育する様々な生きものに触れることで、自然や生きものに関心を持ってもらうとともに、自然のつながりを体感してもらうことを目的として、市民活動団体等と連携し、市内に生息・生育する動植物の調査を実施し、「西尾生きものマップ」を作成します。

2-2 資源循環 “ごみの分別・減量推進” プロジェクト

【ねらい・目的】

西尾市のごみ排出量は、家庭系ごみ、事業系ごみとともに増加しており、これに伴い、1人1日当たりのごみ排出量も増加しています。愛知県の平成26年度一般廃棄物処理事業実態調査によると、1人1日当たりのごみ排出量は54市町村のうち9番目に多く、リサイクル率は5番目に低くなっています。ごみの分別・減量のさらなる推進が求められています。

こうした中、市民等意向調査や環境活動団体へのヒアリング調査において、ごみの分別や減量に対する市民意向は高く、特に、小学生及び中学生では、ごみの削減や生ごみの減量、資源ごみの分別に対して、9割以上が大人になつたら実践したいと回答しています。こうしたごみの排出に関する現状や市民意向を踏まえ、“ごみの分別・減量推進”プロジェクトを設定します。

行政リーディングプラン

【ごみ排出・分別ルールの統一】

現在、旧西尾市と旧幡豆郡3町で異なるごみの分け方・出し方について、市民や事業者にとって分かりやすく、運用しやすいごみ排出・分別ルールに統一するとともに、統一ルールの普及・啓発に努めます。

【情報発信・意識啓発の推進】

一人ひとりがごみ問題を自らの問題として捉え、ごみの排出削減や適正な分別をさらに推進するため、ごみ排出量の実態やごみ処理に係る費用、適正なごみ処理・分別方法等について、市ホームページや「広報にしお」等を活用した情報発信を行い、意識啓発を行います。

市民チャレンジプラン

【食品ロスの削減】

まだ食べられるのに捨てられている食べ物「食品ロス」は、日本全体で年間約632万トンに上り、1人1日茶碗1杯分(約136g)の食べ物が捨てられていることになります。市民活動団体等と連携し、大切な食べ物を無駄なく消費し、環境保全にもつながる食品ロスの削減の啓発に取り組みます。

【リユース・リサイクルの推進】

西尾市クリーンセンターリサイクルプラザの活用、フリーマーケット、また、環境Wave21等のイベントにおけるリユース・リサイクルの推進に取り組みます。

2-3 低炭素 “エコスタイル普及” プロジェクト

【ねらい・目的】

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減し、持続可能な社会を実現していくためには、私たち一人ひとりがこれまでの暮らしやこれからの生活のあり方を見つめ直し、環境にやさしいライフスタイルへと転換を図ることが重要です。

市民等意向調査では、次代の西尾市を担う中学生の多くが、待機電力の削減、省エネルギー型の家電製品の選択購入、エコドライブの実践といった環境にやさしいライフスタイルへの高い取組意向を持っています。また、こうした環境にやさしい行動をより積極的に取組んでいくためには、取組効果が目に見えること、楽しみながら、みんなで取り組めることが重要です。そこで、“エコスタイル普及”プロジェクトを設定し、西尾市一丸となって環境にやさしいライフスタイルの普及・定着を図ります。

行政リーディングプラン

【省エネルギー行動の普及啓発】

省エネルギー行動の促進にあたっては、どういった取組にどれだけの効果があるのか、また、家計にどういったメリットがあるのかが目に見えることが重要です。市民のライフスタイルに合わせて、望ましい省エネルギー行動をメリットとともに啓発することで、エコスタイルの普及を図ります。

【省エネルギー行動の率先的な実施】

市民・事業者の省エネルギー行動の実践にあたり、市役所などの公共施設において、市職員が率先的に省エネルギー行動を実践し、エコスタイルの普及を図ります。

市民チャレンジプラン

【エコスタイルコンテストの実施】

より効果的で、楽しみながら取り組むことのできるエコスタイルの普及・定着を目的として、市民活動団体等と連携し、市民・事業者が取り組む環境にやさしいライフスタイルを「西尾エコスタイル」として広く募集し、コンテスト等を実施します。

【省エネ相談の活用】

愛知県では、県内中小企業を対象に「あいち省エネ相談」を実施しており、専門家が無料で企業の取組状況や経営状況に合わせた無理なく取り組める省エネルギー対策のアドバイスを実施しています。愛知県と連携し、「あいち省エネ相談」を活用した、企業における省エネルギー行動の普及を図ります。

2-4 安全安心・快適 “公園・緑地魅力アップ” プロジェクト

【ねらい・目的】

公園・緑地には、運動や遊び、休息等のレクリエーション、動植物の生息・生育の場等の環境保全、災害時の避難場所等の防災、景観形成などの多面的な機能・役割が期待されています。

八ツ面山公園や愛知こどもの国など、地域の核となる公園・緑地は、「緑の拠点」として位置づけ、積極的な保全・活用を図ります。一方、少子高齢化に伴う社会保障費の増大等により、公園・緑地の適切な維持管理のための費用の縮小も懸念されます。そこで、市と市民・事業者の連携・協働による“公園・緑地魅力アップ”プロジェクトを設定します。

行政リーディングプラン

【公園・緑地の整備、魅力向上】

新規で公園・緑地を整備する際は、周辺住民の意向を把握し、住民が日常的に利用できる公園整備を目指します。

また、幅広い人が利用することができるよう、公園施設の適正な更新やバリアフリー・ユニバーサルデザインにも配慮します。

更に、必要に応じて、災害時の避難機能に配慮した整備や防災活動の拠点機能の充実など、市民の暮らしを守る機能の強化を図ります。

【道路・学校・公共施設の緑の確保】

都市公園だけでなく、道路の街路樹、学校や公共施設の緑（緑地）など、身近に自然と触れ合うことができ、季節の移ろいを感じるなど、日々の暮らしを彩る緑の確保に取り組みます。

市民チャレンジプラン

【まちの美化活動し隊 公園アダプトの推進】

公園・緑地の魅力アップに向けては、公園・緑地の整備による量の確保だけでなく、適切な維持管理による質の向上が重要になります。「まちの美化活動し隊」のアダプト制度を活用し、住民が主体となって身近な公園・緑地を管理・活用できるような取組を推進します。

2-5 連携協働・人づくり “環境教育推進” プロジェクト

【ねらい・目的】

西尾市のめざす環境像には、豊かな自然環境と暮らしのつながりを意識した、人々の心にも潤いが満ちたまちを築き、未来へとつないでいきたいという思いが込められています。その実現のためには、環境保全の取組をより一層推進するとともに、次代の西尾市を担う子どもたちへの環境教育・環境学習の推進が重要になります。

西尾市では、学校だけでなく、地域においても市民活動団体等による環境教育・環境学習が行われてきました。こうしたあらゆる場面での環境教育・環境学習を推進、継続していく仕組みづくり、ESDの視点を取り入れた“環境教育推進”プロジェクトを設定します。

行政リーディングプラン

【環境教育リーダーの養成・登録・派遣】

環境教育をさらに推進するため、学校や地域など、あらゆる場面で活躍する環境教育リーダーの養成を図るとともに、リーダーを登録するリーダーバンクの設置を検討するなど、学校や地域の要望に応じた環境リーダーの活躍の機会を創出します。

【学校教育への ESD の視点導入】

ESDで育みたい力として、批判的に考える力や未来を予測して計画を立てる力、多面的・総合的に考える力などがあります。教職員を対象とした講座等を開催し、ESDの視点を踏まえた総合的な学習、各教科学習の推進を図ります。

市民チャレンジプラン

【環境教材の開発・共有】

市民活動団体と連携し、自然環境の保全や資源の循環、地球温暖化の防止等の様々なテーマの環境教育・環境学習の教材を開発し、学校や地域での環境教育・環境学習の機会での活用を推進します。

【環境学習イベントへの参加促進】

現在、各地域で各団体等によって個別に開催されている環境教育・環境学習イベントについて、西尾市市民環境活動連絡会が中心となり、市民活動団体の連携・協働による総合的な開催を進めるとともに、情報を一元管理・発信するなど、市民の参加を促進します。

第6章 計画の推進

- 第1節 計画の推進体制
- 第2節 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

1-1 市民・事業者等との協働

市民及び事業者による環境保全の取組は、施策毎に設定している市民・事業者の役割（環境行動指針）に基づいて推進しますが、めざす環境像「海・川・山 豊かな自然と暮らしがつながり とけあう 潤いに満ちたまちを未来へ」の実現に向け、西尾市が率先して取組を推進するとともに、市民・事業者との協働による取組により、相乗効果の発揮を目指します。

1-2 庁内関係部局横断的な推進

第2次計画は、自然共生、資源循環、低炭素、安全安心・快適、連携協働・人づくりの5分野に基づく多岐にわたる範囲を対象としています。そのため、庁内においても、環境だけでなく、都市計画や地域振興、産業、危機管理、健康福祉などの多くの部局が関係しています。西尾市における環境分野のマスタープランとして、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためにも、庁内関係部局との連携による横断的な計画の推進を図ります。

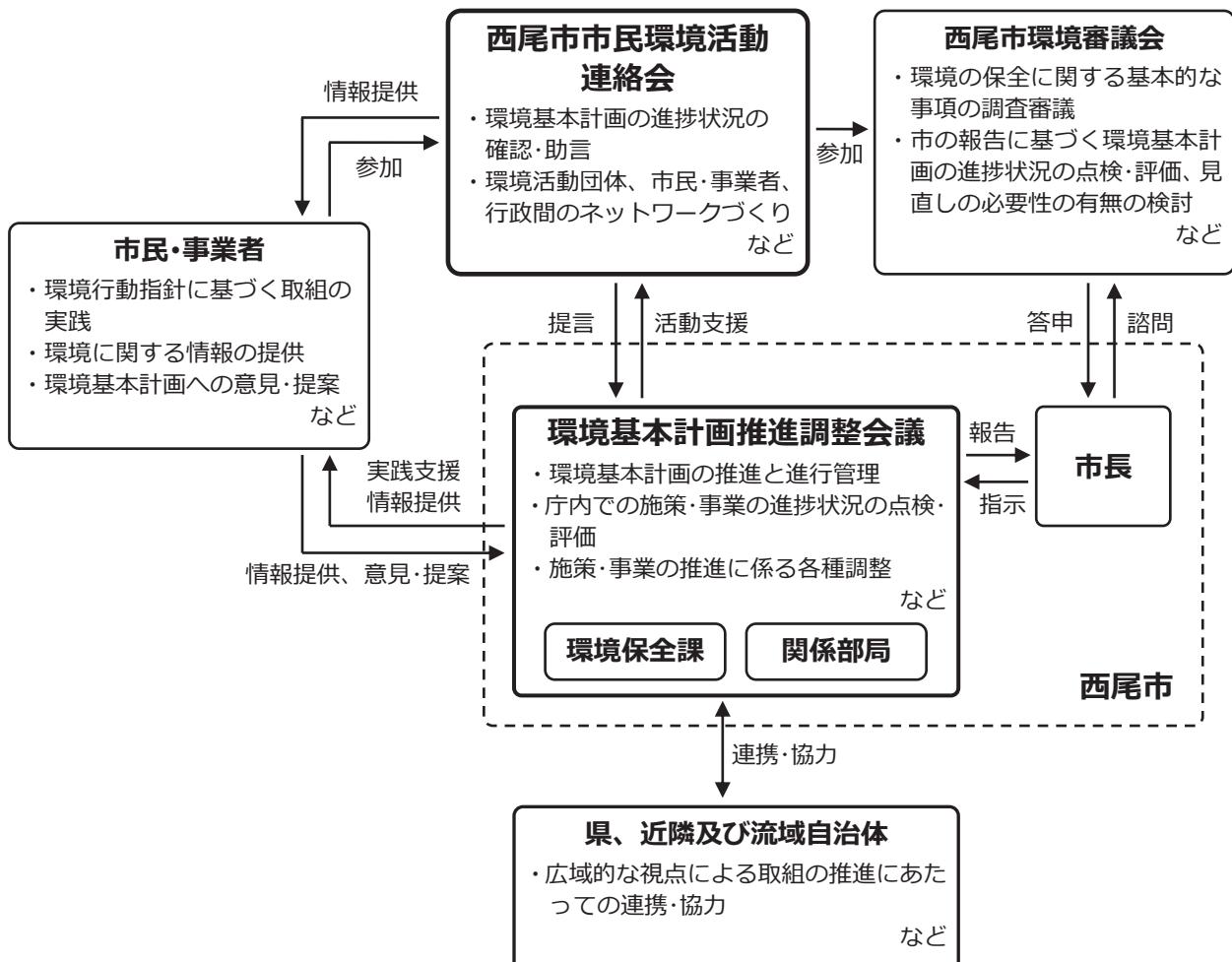
1-3 県、近隣及び流域自治体等との連携

西尾市における豊かな自然環境の保全にあたっては、矢作川流域全体での取組の推進や、生物多様性を保全するための広域的な視点での取組の推進が必要になります。国や愛知県だけでなく、近隣や流域の自治体等と連携し、広域的・狭域的な視点での取組を推進します。

1-4 にしお環境市民塾及び市民環境活動連絡会による推進

計画を着実に推進し、めざす環境像を実現していくためには、行政目線と市民目線での計画の進行管理が重要です。第1次計画で示したとおり、西尾市の環境保全活動を支えるにしお環境市民塾及び西尾市市民環境活動連絡会が核となり、計画の進行管理を行う仕組みを構築します。

【計画の推進体制のイメージ】



第2節 計画の進行管理

第2次計画を着実に推進していくためには、環境施策の実施状況や環境指標の達成状況を定期的に把握・評価するとともに、広く市民が知ることができるよう、ホームページや環境報告書等を通じて公表し、必要に応じて計画を見直していく必要があります。

そこで、計画の策定から環境施策の実施、点検・評価、改善までの一連の流れを、PLAN（計画する）、DO（実行する）、CHECK（点検・評価する）、ACTION（見直す）の環境マネジメントシステムに基づくPDCAサイクルを活用し、計画の進行管理を図ります。

PLAN（計画する）

環境基本計画

- 環境まちづくりのめざす環境像と環境目標を具体的に示します。
- 市民、事業者、環境活動団体の意見を広く取り入れ、府内関係部局と調整を図りながら、めざす環境像の実現に向けた実効性のある計画を策定します。

地球温暖化対策実行計画 【区域施策編】

- 西尾市における温室効果ガス排出量の現状や将来推計を踏まえ、国や愛知県による地球温暖化対策と足並みの揃った計画を策定します。
- 地球温暖化の緩和と適応といった2つの対策の視点を盛り込んだ計画を策定します。

DO（実行する）

環境基本計画

- 西尾市は、市域における環境保全活動の推進役として、率先して取組を推進します。
- 市民や事業者は、めざす環境像の実現に向けて、施策毎の環境行動指針に基づく取組を推進します。

地球温暖化対策実行計画 【区域施策編】

- 地球温暖化の現状や課題に対する正しい認識を持ち、日常生活の中で環境にやさしいライフスタイルの実現や再生可能エネルギーの利用促進に取り組みます。

CHECK（評価・点検する）

環境基本計画

- 環境保全課が中心となり、府内関係部局との連携により、施策の進捗状況や目標の達成状況を評価し、環境報告書としてとりまとめて広く公表します。
- 概ね5年後を目途に、計画の中間評価を行います。

地球温暖化対策実行計画
【区域施策編】

- 温室効果ガス排出量の算定システムに基づき、毎年市域から排出される温室効果ガス排出量の算定を行い、その推移を確認します。
- 環境基本計画と同様に、施策の進捗状況や目標の達成状況を評価し、環境報告書として取りまとめて広く公表します。

ACTION（見直す）

環境基本計画

- 評価・点検の結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図ります。
- 特に、社会情勢の変化や市民・事業者の意識を踏まえ、重点プロジェクトの適切な見直しを図ります。

地球温暖化対策実行計画
【区域施策編】

- 国や愛知県の地球温暖化対策の方針等を確認しながら、必要に応じて計画の見直しを図ります。

資料編

- 1 計画の策定スケジュール・体制
- 2 西尾市環境基本条例等
- 3 現行計画に基づく施策の実施状況
- 4 西尾市の現状と課題
- 5 環境指標の設定
- 6 温室効果ガス排出量の算定結果
- 7 環境に関する市民意識調査結果
- 8 用語解説

第 2 次西尾市環境基本計画（案）

発行 平成 28 年 12 月

編集 西尾市環境部環境保全課

〒444-0531

愛知県西尾市吉良町岡山大岩山 65 番地

TEL : 0563-34-8111 FAX : 0563-34-8115
